

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成22年2月9日(火)

(開会) 10:03

(閉会) 18:18

委員長

議案第137号飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。補足説明があれば補足説明をよろしくお願いします。ありませんか。

生涯学習課長

補足説明はありません。

委員長

補足説明はないそうですから質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます日本共産党の川上直喜です。前回での質疑で穎田図書館を廃止する理由についてお聞きしましたが、端的に言って現在約50万円の図書購入費を10万円程度に切り下げて40万円財政縮減効果図りたいということ、そういう答弁だったと思います。確認をしたいと思います。

生涯学習課長

そのように答弁いたしました。

川上委員

そこで私は12月議会最終日の本会議の委員長報告に対する討論で継続審査は認めるものだけれども問題が幾つもあるという指摘をしたつもりであります。そこでですね、齊藤市長にお尋ねいたしますが、市長は12月議会で来る4月の市長選挙に出馬するという意思表示をされたわけです。こんにちまでそれに向けた市長の政策をまだ見ておりませんが、この穎田図書館については充実を求める住民の声、あるいは市議会の全会一致の請願採択もあるわけですね。そうであるが、齊藤市長は年間40万円の財政縮減を図るために穎田図書館を廃止することが事実上市長の政策ということになると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

市長

政策と、図書館の廃止というお話はさせていただきましたけれども、図書室というような考え方もあると思うわけです。そういう中でですね、あのときの川上委員の質問の中で国からおっている図書における費用ですね、総枠ではですね、だいたい全体の金額からいったら超えてはいるんです、国からきてる予算よりも一般会計から出してる数字のほうが超えてはいるんですけれども、今まで町としての図書館としての位置づけであったわけですから、その金額に対してはもう一度再考しなきゃならないのかなという考えではありますけれども、館として残すかどうかということに関しては一応残さないというような方向では考えておりますけど、予算、図書室、本市のですね、本の予算等に関して10万円というようなお話がございましたけれども、それに関しては町にあった図書館でありますからある部分では、再検討しなきゃならないのかなというふうには思っております。

川上委員

市長の今のお話はやっぱり図書館としては廃止すると。図書室にすると。法律の枠からは外すということなんですね。しかし課長が前回答弁した50万円程度を40万円浮かせて10万円にするということについては今の答弁は10万円よりは上にしたいということなんですね。検討すると。それは市としての意思統一をした中での答弁ですよね、確認します。

生涯学習部長

今、市長が申されましたように図書費については再考するというところでございます。

川上委員

田子森部長に聞きましょう。現在、予算は52万円なんですね。できるだけ執行残を残すようにと、あなた方指導してる。そういう状況の中で図書費については再考すると言われたんだが、どの程度を再考するんですか。52万円上ですか、下ですか。

生涯学習部長

先の委員会におきましてやはり図書購入費が減額されることによりましてサービスの低下ということもつながることになりますので、現行のままなのか、もう少し下げるのか。そういったところの金額で決めていきたいと考えております。

川上委員

現行のままていくのか下げるのかを検討すると。いうふうに今言われたんですね。12月議会では40万円削って10万円にするといわれたどうして、今のように考えが変わったんですか。

生涯学習部長

先ほど市長が述べられましたが今までの颯田図書館というのが1つの町で館を運営しておられましたので、そういった面からすれば規模的にも他の公民館の図書室とは少し違うんではないかということで、図書の充実ということも含めまして先ほど言いましたような金額で検討していきたいということでございます。

川上委員

颯田がもともと町であったというのは12月議会以降初めて気がついたんですか。そうではないでしょう。最初から颯田町じゃないですか。承知の上じゃないですか。それを承知の上であなた方は40万円削ると。堂々と答弁されたわけです。今日は40万円までは削らないと。現行でいくか、どのくらい下げるかは今検討中だというわけですね。そういうふうになぜ考え方が変わったのかと訊いてるわけです。颯田町がもともと一つの町だったことは12月議会のときもそうでしょう。その理由は納得できません。本当の理由を聞かせください。

生涯学習部長

先ほど申しましたように、颯田町という1つの町の中で図書館が図書室で運営されておまして、合併後は図書館となりましたけどそういったところの蔵書の必要性といいますか、そういうところを考えまして、いろんな図書費の金額をいきなり10万円に下げることのはいかなものかということで内部で検討した結果、そういうふうなもう一度考えるということでございます。

川上委員

いきなり10万に下げるのははいかなものかと、順を追って下げていくということなんですね。部長、二瀬、幸袋、鎮西は10万円なんでしょう。で、颯田だけね50万円を続けるというわけにはいかないんでしょう。不公正があるということなんでしょう、あなた方のこの間の答弁で言えば。だからあなたの今の答弁は、順を追ってそこに引き下げていくということを行ったに過ぎないでしょう。そういうことなんですね。

生涯学習部長

先ほどの答弁につきましてはそういうことではございません。今の図書館から図書室になる中で、颯田の図書購入費はやはり現行程度の額の購入費がいるのではないかとということで、先の8公民館のことについて比較して将来的に、書いた図書室についても相当の要素ということでございます。

川上委員

じゃあ、颯田の図書室だけ特別扱いして現在52万円のところをその40万とかにしようとかそういう考え方をするわけですね。ずっと。10万とかにいうところまで下げない。そうい

うことを考えてるわけですね。お尋ねします。

生涯学習部長

現状ではそういうところまで考えておりません。

川上委員

そうするとね、先ほど市長は金額についてはね、削減する金額についてはもう少し考えたいと。できるだけ不利益にならないようにしたいというニュアンスだったんだけど、部長の今の話だと市長の言われてることと違うでしょう。だから皆さんが統一的に考えて、意思が一致して答弁しているのかと最初に聞いたでしょ。一致してないじゃないですか。

教育長

川上委員がおっしゃってることよく分かるんですけども、内部でもいろいろそのことについては話し合いをしました。できるだけ住民のサービスの低下を来さないということがベースにありながら、あるいは部長が言いましたように、また市長もお話がありましたように、そういう意味からいえば10万円になることはサービスの低下を来すという前回の指摘もありましたし、その後内部でも何とかできないかという話をする中で、現状をできるだけ近づける形でやっぱり予算も確保していき、サービスの低下を来さないような方向性で再度考え直していかなくていけないということで、そういう意味では意見が一致しているというふうに思ってます。それを将来的に他の公民館図書室にやる、同じような形で変わっていくのかということについては今の段階ではそのことまで含めて考えたことではありません。そこまで現在の50万円に近いそれに近づくような形で努力した後はそれを維持できるように努力していきたいということしか、現時点では言えないというふうに思います。そういう気持ちだけはお汲みいただきたいと思います。

川上委員

私はこう思うんですよ、市長。今年は国民読書年なんですね。2年前に衆議院でも参議院でも同趣旨のことが決議されている。そして民間の団体も含めまして学校図書室それから公立公設の図書館充実を図ろうというふうに言ってる時なんですよ。まさにそのときに齊藤市長のもとで4年間最終場になってね、額田図書館をは廃止すると。今の話で言えば、12月議会では40万円削るためだ、と。今の話だとね、何万円削るか分からない。財政縮減効果ほとんどないじゃないですか。だから私は12月議会で、これが齊藤市長の言う文化の薫り高いまちづくりかと言ったと思います。財政縮減効果も今の話だとますますないでしょ。だから行財政改革の基本路線に基づいて行われているはずのこの方針はね、もともとの出発から問い直さないといけないということじゃないんですか。財政縮減効果ないでしょ。どう思われますか。

教育長

当然行財政改革の一環として、この第1次実施計画は出来上がってるというふうに思っております。全体の施設を見直す中で縮減できるところは縮減していこうという形で第1次実施計画はでき上がってきてると思いますが、私の立場からいえば教育施設についてはそれをベースにしながらも教育的配慮を十分考えつつどういうふうな施設のあり方が一番いいのかということについて内部で十分検討したそうです。それでもかなりこう無理をしたんじゃないかなというところもなきにしもあらずですけども、それを含めながら考えていった中で飯塚市立図書館のあり方についても検討をし、その中の額田図書館についても考えていったところでございます。前提に行財政改革がましてやあるんで、縮減効果がなければ計画が実施できないという形じゃなくって、やっぱり教育的にも十分配慮された中でないといわゆる財政効果だけを狙っただけではやっぱり十分でないということは重々承知しつついわゆる教育におけるサービスも低下させない形の中でこの行財政改革を可能な限り進めていかなければいけないと思っておりますので、財政効果だけを狙っているわけじゃございませんのでご理解いただきたいと思います。

川上委員

図書館法から頰田図書館を外しておいて、財政効果だけをねらっているわけではないという教育長の答弁は、住民も納得いかないと思いますね。住民の声は聞かれてるでしょう。頰田図書館を充実してもらいたいと。5千冊というけれども、あそこで開架になってるのは5千冊ないでしょう。議会でも請願が採択されてるじゃないですか、全会一致で。これは百も承知でしょ。だから、頰田図書館は充実するというのが議会の声でもあり住民を声でもあるわけですね。それを百も承知で、廃止するという提案をあなたはされた。で、理由は、教育長が今、いろいろ言われるけど、あなたの部下は12月から一貫して財政縮減効果と言ってるじゃないですか。12月でもそう言った、10万円にするのが目的と12月で言って、それは変わってないのかと聞いたら、変わってないと言ったじゃないですか。5分ほどの間にあなたはそう言われたんだけど、財政縮減効果を狙ってるのがあなた方の基本でしょう。しかし、その額というのは、もう微々たるものですよ。名古屋の事務所を、この期に及んでもう一年、維持しようとしてるわけでしょう。そんなことと比べてみればね、あなた方の財政縮減を狙った方針とも矛盾してるわけですよ。住民の声にも議会の声にも反している。それから、自分が掲げた財政縮減の路線とも矛盾している。なぜ、これを閉めないといけないのか、と。答えは一つしかないでしょう。12月から今日までの間にいろんなことがあったんでしょけど、答えは一つしかないですよ。今、あなた方が答弁したことはね、特に市長が答弁されたことは、私は、住民の立場から見れば、4月の市長選挙対策、そのために40万円削るところを、もう少し削り幅を小さくしますと言ったに過ぎないと言われても仕方がないんじゃないですか、市長。どうですか。

教育長

その辺ですね、前回のときも私、今、お話しがあった分について、合併時の話を前回のこの中でもしたと思いますけれども、合併時に飯塚市立図書館を設置し、あと4つの図書館については、条例の中では分館的取り扱いになってスタートをしております。正式名称は「飯塚市立図書館頰田館」です。「頰田図書館」と私たちっておりますけれども、「頰田図書館」というのは通称です。飯塚市立図書館頰田館という形でスタートをして、いわゆる館長は、飯塚市立図書館に館長がおって、図書館法に基づく図書館というのは、それに司書とかそういう事務専門の事務職員がおって図書館というのは成り立つ形になっておりますので、それぞれ独立した形で、図書館法に基づく図書館ではありますけれども、それぞれ独立した館としての図書館という形にはなってないんですよ、合併した当時ですね。で、平成20年から指定管理者制度が入ってまいりました。指定管理者制度が入ってきたときに、飯塚市立図書館と、それから筑穂、庄内の図書館がその傘下に入りました。ですから、そこについては飯塚市立図書館という形で動けるんですけれども、あと、穂波の図書館と頰田の図書館につきましては直営という形をとっております。直営という形をとったときに、果たしてその図書館が図書館法という図書館かということを検討したわけです。その中で、図書館法という図書館であるとするならば、当然、館長がいて、司書がいなくちゃいけないということが条件として当然加えられてくるわけですので、そういうふうにならぬ二つの図書館を見たときに、穂波のほうには司書がおります。で、館長は置き換えるという読み換えがあって、市の生涯学習課長が館長をし、そして頰田のほうには司書がおりません。公民館の職員しかおりませんでしたので、図書館としての体をなしていないという現状が平成20年から起きてきておったわけですので。そういうことですので、まあ、検索システムは全部の図書館に入れ込んでおったわけですので、その機能は落とさない、それから住民のサービスも落とさない形で、頰田については昔の公民館図書室に置き換えていこうという形で、そういう形を考えたので、置き換えていく以上は廃止条例を出さないとそういう形になりませんので、頰田については廃止条例を出ささせていただいたということですので。それから、先ほどもちょっと言われましたけれども、そのときに、今まで頰田図書館と言ったのを公民館図書室に変えるわけですから、行財政改革の財政縮減効果というのをねらったような形でお話しになりましたけれども、それは確かに

その時点では考えたのは事実です。そのときに、それはサービスの低下につながるじゃないかという指摘がありました。ということで、内部で検討し、できるだけサービスの低下につながるということが前提でございましたので、やっぱりもとに戻す、それに近い形で、穎田のほうは公民館図書室になっても維持すべきじゃないかということで、そういう方向性を出したということでございますので、何もその選挙をどうのこうのという形は毛頭考えてないし、指摘があった、サービスを落とさないということだったじゃないかということだから我々も検討してそういう方向性を出したということでございますので、それ以上、越えた形での判断はしてほしくないと思います。

委員長

市長に答弁を求めておりますけど、質問者は。その前に教育長がお答えになりましたけど、市長、答弁されますか。それとも、教育長が答弁されたことで置き換えるならば質疑を許しますけど、いいですか。はい。

川上委員

私が市長にお尋ねをしたところですね、教育長が合併以前からの話を展開されて、市長選挙のことは関係がないと市長に代わって言われたわけですね。まあ、教育長が「関係がある」と答弁したら大変なことだと思いますけど。それで、市長にはまた改めて後ほど質問をしますけれども、重大なことを言われたので教育長にあえて聞かないといけないんですが、教育長は、1市4町の合併協定項目ということについては余り重視しないということのようですが、合併協定項目の中でこういうふうになってるんだけど、どういう協議を経て穎田の図書室が法に基づく図書館になったのか、と。そのところ、先ほどお話しにならなかった。穎田の公民館図書室が、なぜ飯塚市立の図書館に、法に基づく図書館になったのか、したのか、と。そこについてはどういうご認識ですか。

教育長

私たち、合併の話し合いの時に教育長がほとんど出てないんで、事前にどういう話があったについては、私はよくわかりません。そしたら、飯塚市立図書館条例から3月26日に設置された段階で、第2条に飯塚市立図書館というのがはっきり明記されまして、その図書館に地域館を置くというふうに条例上、なっているわけでございますので、この事実は条例で確立されてますので、それをベースにしてお話をさせていただきました。

川上委員

だから、私はそこを聞いてるんですよ。教育長はね、どうして穎田の公民館図書室を図書館法に基づく市立図書館にしたのか。どういう議論を経てそういうことをしたのか、協定で合意したのか、そこを語ってもらいたいというふうに言ったわけですよ。

教育長

聞いている範囲では、確かに穎田の図書館というのは公民館図書室だったわけですから、司書も十分でなかったという話は聞いてます。で、図書館にすることによって、穎田の図書館も充実させていくという方向が語られたということについては知っております。

江口委員

今、合併の時の取り決めで、5館にはなるんだけど飯塚館が本館でその他は地域館というお話がありました。そう言われましたですよ。ちょっとそれを確認したいんです。合併協定の項目の中では5館図書館とするという話ではあったと思いますが、本館と地域館、本館と分館という関係性ではなかったと思います。それを確認したいのが一点。それともう一つ、司書について、穎田は置いてなかったというお話がありました。穂波は司書を置いてたんだけど、穎田は置いてなかったというお話がありました。で、公民館には人を張り付けてますよね。その中で働いていただいている方の中で、現在がどうなのかと、それと過去も含めて、司書を配置したことがあるかないか。この二点、ちょっと確認させていただけますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:44

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

先ほどの質問ですけど、合併当時においては穂波図書館、潁田図書館については協定の中で飯塚市立図書館の別館とするようになっておりました。ただし、これについては合併までに施設の整備とか資料の整備及び図書館業務の運営方法について合併までに協議するというふうになっておりましたので、その結果、旧1市4町の図書館を同列に並べた中で、旧飯塚市の図書館を図書館とし、残り4町の図書館については地域館とするように条例で変えております。それから潁田図書館の司書件でございますが、合併前については司書が配置されておられませんでした。合併後、公民館職員の中に図書館の資格を持った職員がおられますので、その方が併せて公民館図書室のお世話もしていただいております。

江口委員

確かに、条例で見ると地域館となってるんですが、5館同列という意識が結構あったんじゃないかと私は記憶しております。で、それと一点、先ほど司書の話がされました。おられるのではなくて、配置をしたんですよ。それで、図書館になるので、必要だから配置をしたんですよ。こういったことを考えて、今のお話、予算に関しても、課長は当初、50万円から10万円というお話をされた。これは市長と教育長は、そうではないお話をされる。きちんと統一がとれているのかどうか不安なんです。この分に関して、教育委員会、事務方ではなくて教育委員会の中で、12月議会以降どのような、この条例に関してですね、潁田図書館の廃止並びにほかのですね、この議会の中では穂波の図書館、それも併せて検討するべきだというお話が出てました。そこに関して教育委員会の中ではどのような議論があったのか、ご紹介いただけますか。

生涯学習課長

潁田館の議論につきましては、本来であれば図書館である潁田館にも専門的な職員を配置しておくのが望ましいのですが、旧潁田町当時は図書室ということもありまして、以前から図書司書、専門職員が配置されておられませんでした。合併後、現状のまま図書館となりましたが、現在においても図書の専門的な職員は配置しておりません。一応、そういう形で、司書を置ける状態かどうかということも含めて教育委員会の中で協議をし、現状では司書を置くということが非常に難しいということから、図書室に変更するという形で協議をいたしました。

瀬戸委員

今、答弁の中で図書館、地域館という言葉が出ましたけど、結局、地域館といっても、図書館法でいう図書館に1回、格上げたわけでしょう。合併の当時、したわけですよ。そして、合併の大前提は何でした、市民とのお約束は。サービスは高いところへ、負担は軽く。全然逆行してるじゃないですか。司書がいなければ、そこに配置するのが当然じゃないですか。はじめは合併するためにいろいろ、みんなサービスは良くなるよ、と。負担は軽く、と。それで合併してきたわけでしょう。そしたら、行革のもとにおいて何もかも削ってしまおうと。それはね、そこまでやってみて、潁田館が利用者が少ないとか、全然お客様が来ないとかいうんだったら、そういう検討をされても然りと思うけど、何か、いないからそういうふうになります、みたいなね、それはちょっと違うんじゃないの。どうですか。

生涯学習課長

今、言われましたように潁田の図書館についても利用実態等を調べております。特に平成20年度、潁田地区にお住まいの方で図書館を利用されてる方が4,720人ほどいらっしゃ

るんですが、どの図書館を利用されているかということも調べました。穎田地区にお住まいの方で、穎田図書館以外の市立図書を使っておられる割合が約80%ということもありますし、平成20年度の利用者については19年度より伸びておりますが、21年度、12月末現在では若干減少傾向にあるというのも事実でございます。

瀬戸委員

利用者が少ないということを言われてるんでしょうけどね。司書も置かない、館長も置かない。何もサービスを向上をさせないで減るのは当たり前ですよ。そうじゃないですか。きちっと揃えたうえで図書館の体をなしてやれば、もっと利用者が増えたんじゃないですか。違いますか。

生涯学習課長

合併後、図書館については、穎田図書館も含めましてサービスの向上について努めております。例えば検索システムの導入とか図書館の相互貸し出し利用サービスの導入とか、そういうことで利用者の拡大を図る努力は行っております。

江口委員

さっきお聞きしました、12月議会以降今日に至るまで、教育委員会の中で図書館についてのどのような議論があったのか、お聞かせください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:51

再開 10:52

委員会を再開いたします。

教育総務課長

先ほどの委員の質問でございますけれども、1月13日に開かれました教育委員会会議の1月の定例会におきまして、12月議会の、市議会の報告ということで、報告をいたしております。その中で、この図書館条例については継続審査となった旨を報告いたしております。しかし、その中での委員から、この件に関しての委員の質疑等はございませんでした。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

端的にお伺いしたいんですが、まず、これは12月議会で継続審査となりました。で、今回、1カ月ちょっとあるわけですが、私の思うのは、今、議論でさんざん出ております、現在52万円あったのが10万円になると。で、サービスの低下はしないという前提からいくとこれはおかしいので再検討する用意がある、こういうご答弁であったと思います。市長自らこれはご答弁いただいたので間違いないと思いますが、そこで、私は思うんですけれども、なんでそういった具体的な金額の提示、そういうご答弁のご用意がないのかなと思うんですよ。例えば、52万円で、これを40万円にします、30万円にします、20万円にします、これでいかがでしょうか、というのがやっぱりないことには、何を基準で考えていいのかというのがあるじゃないですか。サービスの低下というのもですよ。そういった議論がなされてなかったのかな、と私は非常に不思議に思うんです。ただ、もう、改正ありきでこれが提案されておるわけですよ。そういった具体的な金額の提示なんていうのが検討なされてあったのか、それとも、全くそういうことまでは考えてなかったのか。再検討するということは、例えば改正になってですよ、11万円とか12万円でも再検討といたしましたということにもなるわけです。この辺いかがでしょうか。

生涯学習課長

前回の委員会において、図書館を廃止して公民館図書室に変更するに当たり、基本的には現

にある利用者に対するサービスについてはそのまま維持することを前提としていたことから、図書の検索システムや図書の貸し出しサービスなどは指定管理者の協力を得ながら維持できるようになりました。図書費の減額による蔵書数の減に対しても、当初、他の市立図書館からの貸し出し等で補てんできると考えておりましたが、前回の委員会で委員から指摘されたように、図書室としての維持にはならずサービスの低下につながると内部で判断したため、従来の図書購入費を維持するように変更いたしました。また、これらのサービスを維持することについても新たな財政負担が発生しないということも、今回の判断に繋がったということでございます。

原田委員

今、私、質問させていただいたんですけど、全くお答えいただいております。ご答弁ください。

委員長

質問者をお願いします。もう一度、質問の内容を的確にまとめてですね、再度質問をお願いいたします。

原田委員

的確にということでございますので、先に結論から申し上げます。なんで、再提案に近いこういった継続審査の議案が上がってきたときに、具体的な数字というのがなんで上がってこないのかというのが、まず第一点であります。その理由といたしまして、52万円から12万円に下げると12月での説明でありましたけれども、サービス低下もなるようなことはしないと。そういうことでこの52万の減額については再検討の用意があるというご答弁がありました。それでは、その経過の中で再検討の用意があるのであれば、なんで具体的な数字が出ないのか。また、この具体的な数字を協議されたことがあるのかどうか、これをお尋ねいたします。

生涯学習課長

まず、額でございますが、52万円という金額についてもちょっと、ご説明させていただいたと思います。図書館における図書の購入費は総額で3390万円となっております。その中で、当初、各課における配分を決める中で、潁田図書館については合併前と同額ということで50万円程度を配分する予定にしておりました。その結果、決算として、いろいろ書籍を購入する、資料を購入する中で、最終的に平成20年度が52万円程度になったというご理解でよろしくお願ひしたいと思います。当初の配分としては、基本的には50万円という金額を計画しておりました。それにつきまして今度の考えの中では、それと同額程度を維持すべきじゃないかという考えでございます。

委員長

それは、数字はわかりました。具体的提案は示されていないので示してくださいということで、50万円ということを示されたと思います。もう一つ、いつ協議されたのかということを確認されてますけど。例えば内部検討されたんでしょうか。

生涯学習課長

はっきりした日には覚えておりませんが、12月議会終了後、年が明けてから協議をいたしております、内部で。

原田委員

先ほどの答弁の中で、50万円程度は、これは動かさないというふうに私は受けとめたんですが、それで確認させていただきたいんですが。間違いはないですか。

生涯学習課長

同額程度にしたいと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

私は先ほどの教育長のご答弁との関係で、もう少しお話を聞きたいと思うんですが、合併したのは2006年なんですね。それで、それ以前から随分協議を重ねてきたわけでしょ。その過程で、少しそれよりはさかのぼりますけど、1999年に、子ども読書年に関する決議を衆参両院で採択してるんですね。それから2001年には子どもの読書活動の推進に関する法律、これが立法化された。それから合併の前年には文字活字文化振興法が制定された。こういう国の努力というのは、国民の様々な要求を受けてきているものですよね。そういう大きい流れの中で、本市が合併していくんだけれども、そのときに頰田の公民館図書室も図書館法の中に位置づけていく、で、充実していくというのが当然だったわけですね。だから、ここのところを抜きにした検討しか皆さんはされてないわけですよ。そして、あろうことか教育長は、自らの努力不足を棚に上げて、現状が図書館として、あるいは図書館法に基づく図書館としてね、館長はいない、司書もいない、体をなしておらない、そういう、天につばを吐くようなことまで言われた。そういう状況の中で、公共施設数等のあり方に関する実施計画が出されて、廃止するというの出されている。ところが半年後、議会に出される市民の請願を受けて、議会が全会一致で充実を要求する請願を採択するという経過なんですね。これを考えると、先ほど言われた教育長の、お金のことだけではありません、社会教育の充実これがなるんだというふうに言われたのは、全く矛盾するんじゃないですか、本来あるべき姿と、教育長の言われる姿は、頰田の図書館を廃止することが、なぜ社会教育の充実になるのか、今の国全体が要求しているような、国民全体が要求しているような太い流れの中で考えたときに、そこのところをお尋ねしたいと思います。

財務部長

今、図書館のあり方について質問者が申されておりますが、合併のあり方とか、そういうところからスタートになると思います。この合併につてきましては、実際1市4町、財政状況非常に厳しい中で合併という選択肢を選んだわけなんですけど、それぞれの自治体が非常に厳しい財政状況の中でこういう選択をした中で、合併しても財政状況が良くなるということ、行革に取り組んできた中で、これは先日、私も申しましたけど、その中の一環として公共施設のあり方を見直して行って第1次実施計画を立てて、その中の一つとして図書館の見直し、頰田図書館を廃止という条例を提出させていただいております。先日、川上委員からも質問の中で、交付税の頰田の分がどのくらいということでもございましたけど、その中でも飯塚市に交付されてます交付税、図書費につきましては9200万円程度です。それで、飯塚市の実際の平成21年度の図書館の費用につきましては1億5700万円でございます。これは、図書館だけを見ますと6千万円程度多く、飯塚市が交付税に算定されている以上に支出しているわけでございます。それで、一部だけをとらえていただきますと、確かに不足するとか、そういうところがあると思いますけど、飯塚市全体で見ますと、交付税以上の支出をしている現実もございますので、その辺もご理解いただきたいと考えております。

教育長

今、部長が言いましたけれども、私としては、教育という立場からいえば、読書ということの必要性についての大きな流れも含めて、やっぱり新しい飯塚市ができ上がって子どもたちに読書活動をどんどん推進していくようなことを進めなきゃいけないということについては、十分自分としても認識してるつもりです。そういう意味ではそれぞれの、旧市が持っておりました図書館ないし図書室の充実というのは当然課題としてあったわけでございます。そういう中で合併していったわけでございますけれども、一方でやっぱり財政的に非常に厳しいという状況がございまして、それを乗り越えて教育長は自分でやるべきだと言われれば、それについて私は怠慢だったのかなという気がしますがけれども、でもそんな中で精一杯、できる方法は何かということをお考えたときに、頰田の場合に公民館の館長を設置することができなかった、図書館の館長ないしは職員の設置を加えることはできなかったけれども、図書館法に基づく図書館

としての機能を充実させることはできなかったけれども、従来の図書館の持っておった頴田のシステムに加えて、貸し出しシステムであるとか検索システムであるとか、そういうことが加わりながらも、公民館図書室に変わっても従来の機能を落とさない形で、そしてサービスを維持するところだけは精一杯努力していかなければいけないという感じの中で、頴田の図書館は見てきたつもりです。それでも、自分は整備について駄目だと言われたら、もう十分、自分で反省すべき点だと思っています。

川上委員

一昨年、衆議院が決議した国民読書年に関する決議というのがありますけど、こう言ってるんです。「文字活字は人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは我々の重要な責務である。しかしながら我が国においては近年、年齢や性別、職業等を超えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を容認する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない」。この認識は参議院の決議でも同じです。これが一昨年の6月に決議されてるわけですね。この立場というのは、私も同意します。教育長も同意されるでしょう。そうであれば今、頴田館の廃止を言われているというのは、矛盾以外の何物でもないということを指摘したいと思います。

それから、財務部長が答弁に立たれましたけど、これは12月議会で言われたことと同じことを言われてるだけの話です。で、12月議会で何を議論したのか、と。結局は、この廃止によって財務部は40万円を削減したいと。あるいは、新たに司書の配置による人件費の支出を抑えたいというだけのことなんです。ところが、一方で国は、頴田地区住民の人数相当額にしてみれば445万円に上る交付税を既に出している。何に使ってるのかということを行いましたけど、そういう指摘の仕方をしたんです。そこで市長、お聞きしますよ。住民の願い、それからそれを受け止めた議会の全会一致の請願採択はご承知のとおりです。それにもかかわらず頴田図書館を廃止しようというのは社会教育の充実には反しておるということ、わかるでしょう。教育長がいくら言われてもね、小手先のことを並べ立ててもね、矛盾しますよ。反する。じゃあ、そうまでしてやらないといけないほどの財政事情か、飯塚市が。40万円をそうまでして削らないといけないのかという議論をしてきたわけです。ところが本日になって、最初は市長が削減幅については検討すると言われた。その次は生涯学習部長が、維持あるいは削減幅の検討と言われた。そして課長は本日冒頭の答弁をひるがえして、同僚議員の質問に対して「現状維持する」と。本日の委員会のやりとりの間にそんなふうにくるくると答弁が変わっていいとか、無責任に。ここから見える姿というのは、市長が削減幅については再検討すると言われた、その言葉は、4月の市長選挙対策としか市民は見ないのではないかと、ここをお尋ねしたい。これは市長にお尋ねするわけですから、教育長は答弁に立たなくてよろしい。質問いたします。

市長

先ほど、一番最初に質問をされたときに私が聞いていたのは、「12月には頴田図書館の図書費を10万円にするとおっしゃいましたよね」と、私は、川上委員は質問されたと思うんです。それに対して課長は、「はい、10万円と答弁しました」ということで言って、10万円という数字に対して答えただけであって、それを今、そのまま残してやっていくという答弁じゃなかったというふうに私は理解しております、課長の答弁は。その後について、私はこの件に関して今後、中身をもう一度検討していきたい、と。数字等に関して。それに対して、一応、昨年の数字が52万円という、50万円という予想の中で52万円という数字があったから、それに対して検討せよということですから、それぞれの数字は明確ではなかったと思いますけれども、課長としてはですね、その数字の50万円というのを考えてるということで、50万円で行くということは多分、私は、煮詰まってないと思います。私もその報告を聞いておりました。

んから。だからあのときに、そういうことを検討されていただきますという答弁を私は、みんながしたんじゃないか、と。それで、あともう一人の議員のほうから、その数字はいくらなんだということを詰められたから、課長としてはそれが、去年の数字がそこじゃないかというような中で答弁をしたんじゃないかと思っております。それと、あと選挙に関して。選挙に関してはですね、全然考えておりません。そういう形で質問されてくると、これから中で例えば、川上委員が要求されたことも、ほかが要求されたことで、変えていったことは全部それとらわれてしまうわけで、じゃあこれはもう凍結するよ、と。私が前回、12月に答弁したことは動かすなということしか言えないようになってくるわけですから、それはおかしなことになってくると思いますから、一切関係ございませんので、そのつもりで今後、ご質問いただければと思っております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:13

再開 11:15

委員会を再開いたします。

川上委員

市長の答弁が今ありました。私は今日、冒頭に質問をして、課長が答弁されたんですが、その質問は、潁田図書館を廃止する理由は端的に言って、現在約50万円の図書購入費を10万円程度に切り下げて40万円浮かせたいということだと思いが確認したい、と聞いたんです。これに対して、「そのとおり」とあっさりいう答弁されたんですね。それから、市長選挙とは関係がないということのようです。そうであれば、切り下げ幅を検討するとか維持するとかいう議論ではなくて、もう財政縮減効果もないわけですから、この際撤回したらどうか、この廃止議案を。何の不都合もないでしょう、市としては。撤回し、そして潁田図書館は充実する、住民の願いどおり。そういうふうにしてもらいたいと思います。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

一点だけちょっと確認なんですけれども、先ほど図書館法の問題を教育長が言われまして、その中で館長、それから司書という部分の、それが整ってないと図書館とは言えないという部分、おっしゃってありました。その部分で言えば、館長と司書がいれば図書館として成り立つということになるわけでしょうか。

教育長

図書館法でそういうふうに分けられておりますので、館長及び司書等の専門職員を置くということ。公立図書館はそういうふうな法的制約がございますので、それがあればいいということになります。ただ、潁田の場合に、そういうふうな努力が足りなくてという指摘をされましたけれども、そういう形はならなかったけれども、公民館図書室、いわゆる従来の形のままで内容的なもの、人の整備の問題も本当はあるんでしょうけれども、公民館の職員が兼務しながらも、そういうふうな中身のものを充実させていく。さらに加えて、よその公民館図書室とは違う、検索システムとか貸し出しシステム等々が当然加わってくるわけでございますので、それ以上のところまでは行けなかったけれども、公民館図書室になってもその内容の充実は落ちないという、そういう判断に立ったという意味で言いました。

安藤委員

それですね、前の潁田町時代の図書室とは随分様子が変わって、ある部分、サービスの向上があったというふうに私自身も思ってます。それと、この間私も質問させてもらったように、図書費の額が下がるっていうのは、それはサービス低下につながるんじゃないかという部分で、

現状維持をしていただけるという話も、ありがたい話だなと思ったりするんですけども、ただ、今言われた館長と司書ですね。そこさえクリアできれば、これは図書館として成り立つということになれば、そこをあえて図書室というシステムに、制度にですね、変えなきゃいけない部分というのは、なぜなんですか。そこら辺、ちょっと説明してください。

教育長

本来そういうふうな方向で、多分合併のときに話し合った中でもそういうようなことで話があったと思うし、条例設置のときも、条例上はこういうふうな地域館という形で設置されてきたという経緯もございますけれども、そういう方向を望んできたのかなというふうに私も思っております。ただ、合併して以来、やっぱり人的配置等について十分なことができませんでした。じゃあ置けばいいじゃないかっていうお話でしょうけれども、今の段階でですね、それを置くところまで行ききらないので、それはもう私の責任かもわかりませんが、今、「図書館」というふうな形で言いにくいんで、公民館図書室という昔の状態に戻す形にはなりませんけれども、内容的なものについて充実をさせながら、将来的なことは私が今言える状況ではございませんけれども、やっぱり今後の潁田における図書館行政、どういうふうな形でやっていったらいいのかというのは、今後の課題としては残ってくると思います。思いますけれども、今の段階では一応、法的にいう図書館とは言えない状況ですので、昔のところに戻して再度検討し直していくという、そういう考えでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

瀬戸委員

教育長、今言った、私の力でできない、と。これは何の理由で、今、安藤委員が聞かれた、理由になってないじゃないですか。結局、司書が置けない、館長が置けない、どうしてですか、と。行革にかかっているからでしょ。結局、お金がそこにつぎ込めないということを言われているでしょ。はっきりそう答えてください、お金がつぎ込めないから、と。

教育長

はい、非常に財政上厳しくて、現段階でそういう人的措置をできないということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほどの市長のご答弁の中で確認ということで、課長のほうが「満額を考えている」という答弁だったわけですね。これは確認をさせていただきました。そしたら、これが現実化するにはですね、財政当局のほうにお聞きしないといけないんですよ。財政当局はどんなふうにお考えなんですか。

財政課長

平成22年度の当初予算につきましては現在も調製中でございますので、その方向で今、協議をさせていただいております。

原田委員

片や満額と言い、片や協議をさせていただいております、と。今すぐに、何らかの、やっぱり我々も判断材料があるわけですよ。そうじゃないですか、財政課長。わからないですよ。何ら前回と、具体的な提示が何も無いじゃないですか。この件については財政課長、どう思われますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:23

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

財政課長

皆様のご意見を尊重させていただいて、平成22年度の当初予算に反映をさせていただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:26

再 開 11:27

委員会を再開いたします。

川上委員

公共施設のあり方案に関する実施計画の中にはですね、小中学校の建設に関わって公民館を多機能化、複合化ということで併設する、と。その中に、その場合は公民館の図書室としても、そのことが問題になるということなんですね。それで、この間にいろいろ皆さんのほうでも、地元でいろいろ議論されてきてると思うんですけど、本日資料も出てるようですが、少し説明していただいけませんか。この中で図書室をどういう位置付けであなた方が考えておるのか聞いてみたい。答弁求めます。

委員長

質問の内容、わかりますでしょう。複合施設を穎田でつくられておりますが、その中に図書館を含む考えがあるのかないのか。位置付けはどうなってるのかというような質問だったと私は思いますけれど。そうですね、質問者。

生涯学習部長

先ほども質問者の中で、小中学校、穎田のですね、学校建設の中に公民館を、併設といいますが、そういうことをするというような、今、検討はなされておりますが、公民館が設置されるとなれば、当然図書室というものも考えられますので。ただ、その図書室をどのように今後やっていくかということについて、学校との関係もありますし、そういうことがまだ具体的に煮詰まったところになってないと考えております。

川上委員

私は、穎田の小中学校の改築、新築についてですね、図書館を併設したほうがいいかどうかについては、また別の機会に議論したいと思うんだけど、あなた方はそう考えてるわけでしょう。で、その中に図書室もつくろうとしておると。そうすると、それは図書館法から外した図書室でないと学校は建たないわけですか。そのことと廃止との関係は、関係はないんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

生涯学習部長

穎田の小中学校の建設に関わりましては、公民館を、先ほど申しましたように併設するという中で、当然そういう環境から図書室が必要だろうというところでもありますので、図書館法との関係でどうのこうのということで議論をしたことはございません。

川上委員

そうすると、この問題がリンクしてくるんだろうけれども、わざわざ図書館法に基づく穎田図書館を廃止するは必要ないということになります。部長、どうお考えですか。

生涯学習部長

今、ご提案させていただいております廃止議案の中での穎田の図書館のあり方で判断しておりますので、穎田小中学校の建て替えに合わせてどうのこうのということではありません。先に申しましたように、今後の穎田図書館をどうするかということで、先ほど何度も教育長が述べてありますけれども、利用実態、現状に合わせたところの、図書室のほうが適切ではないかということで今、提案させていただいているところでございます。

川上委員

そうすると、直接は関わりがないということなんだけど、しかし、あなた方が現実に廃止していけば、公民館は学校と一体になる、で、図書室もそこに入ることになるわけでしょう。で、図書購入費も今から財政と話をしたいってことなんでしょうけど、維持したいと。そしたら、廃止する理由は何もなくなるわけですよ。12月のときには廃止する理由の中に「現状が図書館らしくないから」と、先ほども教育長言われましたけど、その一つに、蔵書数が少ないということも言われたんですね。狭くて場所がないんだと言われた。で、今度、広くすればいいじゃないですか。そうすると、廃止する理由はもう一つ減るでしょう。だから、あなた方が今考えてる路線のとおりいけば、颯田図書館は充実できるんですよ。先ほど行革でお金がないからというんでしょ、ということで「はい」とか言われましたけど。充実できるじゃないですか。教育長、どうお考えですか。

生涯学習部長

先ほど教育長が答弁されておりましたように、現状でそういった、施設を拡大するということとは非常に厳しい財政状況であるということをご理解いただきたいと思っております。

川上委員

現状で、今の公民館で増築したらどうかとか言ってないんですよ。あなた方の発想では、今から新たに学校をつくるわけでしょう、複合・多機能化で。そのときにきちんとしたものにしていくために、図書館法に基づく図書館として位置付けておいたほうがいいんじゃないのか、そういうものとして充実できるではないかということ言ってるわけですよ。自分たちがやろうとしてることと、今、廃止しようとしてることは矛盾してるんじゃないですかということ聞いてるんですよ。部長、どう思われますか。

生涯学習部長

先ほども何度も答弁しておりますけれども、矛盾は感じておりません。今、現状の颯田図書館のあり方について一定の方向性が出ておりますので、そういったところの図書室にするのが一番、現在ではベストとは言いませんけど、より良い考えではないかと考えております。

川上委員

だから最初から教育長に聞いてるじゃないですか。自分がやろうとしてる颯田図書館の廃止と、颯田の小中学校の新築工事ね。その中に複合化、多機能化を図っていくという方向とは矛盾があるんじゃないかと教育長に聞いてるわけですよ。

教育長

小中学校と公民館を併設した場合の想定での話になりますけれども、当然、小中学校の図書館というのは図書室です。学校の中にも図書室があります。で、公民館も図書室を持つという形になります。それをどういうふうな形で組み合わせていくかということも、小中一貫校を考える段階で、そして公民館を併設した場合の中では当然のことながら、いろいろ考えております。考えておりますけれども、先ほど部長が言いましたように、現状の、いわゆる公民館の中にある図書室と同等の、それを「図書館」というふうに呼んでいるわけですが、それをとりあえず、体をなしてないということがあって、一応廃止という議案を提案しておりますけれども、公民館図書室にはなりますけれども、機能的には十分配慮していくという考え方になっておりますので、それをもって今後の小中一環校の図書室との兼ね合いを考えていきたいというふうに思っております。

川上委員

ですから、教育長の考え方からいっても、私が全面的に、複合化、多機能化やるべしとかいうことではないんですよ。それはそれで大きな矛盾があると思います。しかし、そのあなた方の考え方からいっても、現在、颯田図書館を廃止する必要はないということが、言い切ることができると思います。図書館のままでいいじゃないですか。それで、人の問題とかね、お金の

ことも言われるんだけど、お金のことはよく考えてみてください。先ほど名古屋事務所のことも少し言いましたけど、12月は名古屋事務所の企業訪問件数はたった2件ですよ。市のプロの職員が二人いて、そして、毎月30万円渡しているアドバイザーがいて、年間360万円ですよ。2年間渡してるんですよ、渡し続けてるんですよ。で、12月の訪問件数2件。見直さないといけないのに、新年度も設置すると言ってるわけでしょう。そういったところにきちんとメスを入れて考えれば、子どものための、あるいは社会教育のための人的配置は十分可能だと思います。このことを指摘して、質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休憩 11:37

再開 12:42

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

ちょっと確認なんですけれども、図書司書、先ほどからの図書館と図書室の違いみたいな部分のところなんですけれども、今後、これが図書室になったときに司書は置かれないということになるわけでしょうか。

生涯学習課長

現状どおり、置かないようになるということです。

安藤委員

置かないということは、当然、これはサービスの低下ということにつながっていくというふうにお考えですよ。

生涯学習課長

現状においても、司書を当課としては配置しておりませんので、低下というふうな形ではとらえておりません。

安藤委員

先ほど、司書を置いているというふうに私聞きましたけれども、臨時職員が司書の役割をしてるっていうふうに聞いたりしたんですけれども、そうとは違いますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:43

再開 12:44

委員会を再開します。

生涯学習課長

生涯学習課として図書の臨時職員等の配置はしておりません。あくまでも公民館に配置されている職員の方が図書館の一部お世話をさせていただいているという形になっております。

安藤委員

これ、前日に頂いた資料なんですけれども、その中に「図書司書の配置」というところがございます。で、「現瀬田図書館を兼務している公民館職員（臨時）は図書司書の有資格者である」というふうに書いてあるんですよ。ですから、これは司書を置いているという姿にはならないんですか。

生涯学習課長

生涯学習課の図書館係としての配置は行っておりません。

安藤委員

いや、そこら辺がちょっとよくわからないので、もう一回説明していただいてもいいでしょうか。

生涯学習課長

公民館の職員で配置されております臨時職員に、図書司書の資格を持った臨時職員が配置されており、その方が頼田図書館の一部のお手伝いをされているということです。

安藤委員

それが、図書司書を置いてるっていう姿には当たらないということになるわけでしょうか。

生涯学習課長

あくまでも図書館の司書としては配置しておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

安藤委員

それで、先ほども言いましたとおり、図書館で本来は行くべきだなというふうに思ってるんですけども、その中でできない部分の一つが、館長を置かなければいけない、それから図書司書を置かなければならないというところが上がってましたよね。そこら辺で言えば、館長兼務、多分、穂波とかは兼務という形になってるかわからないんですけども、そういうやり方もあるという部分でいえば、何とかそこをクリアできる方法がないのかなと私自身も思っているんですよ。じゃあ、ちょっと質問の仕方を変えますけれども、司書を置くということになれば、予算的な部分でどれくらいかかると見てあるんでしょうか。

生涯学習課長

頼田図書館に、他の図書館と同様に司書を常時配置するという形になれば、最低2名程度が必要というふうに考えております。勤務時間の問題とか勤務日数の問題を考えると、1名では休みとがとれませんので、1名プラス的な形で要ると思います。例えば臨時職員であれば年間150万円ぐらい、嘱託職員というふうになると300万円弱程度、一人当たりの費用がかかるというふうに考えております。

安藤委員

それで、行財政改革という部分で言えば、司書を置く費用もないよねというような形、先ほど随分、蔵書の話、50万円が10万円なる部分で、それはサービスに低下につながりますよねという話をさせていただきましたけれども、それは50万円程度を維持するという話がありました。で、そういう部分では、司書がないということを、先ほども言った、司書がないことになるということは、当然それもサービスの低下につながるわけですよ。その点、いかがお考えですか。

生涯学習課長

現行、公民館のほうに司書の資格を持った職員の方がおられますので、そういう形態を続けていただけようをお願いしたいと考えております。

安藤委員

最後にですね、私がなんでこんなふうになんて言ってるかということ、一度、鎮西の図書室を見させてもらいました。そのときに、ここじゃ図書室とも言えない、書庫かなというような状況だったんで、ひょっとしたら頼田がその姿になっていくんじゃないかなとすごく危惧したんですね。そういう部分で、最初に、予算随分減るといってお話があったとき、これはその姿として、あの鎮西の図書室みたいになったらほんとに困るよね、と。地域の方々にとっても困るよねというところで、私は随分質問させていただいたというふうに思っております。そういう部分で、そういうことが絶対にならぬようにしていただくことが大切なことだと思いますし、逆に今は頼田は図書室から始まっているわけですけども、それで今、検索システムとかいろいろなものが入られて、地域の住民の方にとってみれば随分サービスは向上したというふうに私自身も認識しておりますけれども、逆にそのようなシステムがよそにも広がっていく仕組みづくりも、これから当然されていくべきだというふうに私自身は思っておりますので、最後にちょっと要望等をさせていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほどの生涯学習課長の答弁の中で、ちょっと一部お聞かせいただきたいんですが、兼務ということはやっておりませんという、その下りですよ。何かあいまいで、私はちょっとわからなかったんですが、資格を持っている者がおります、しかし兼務じゃありませんとおっしゃったですよ。おっしゃったでしょ。これって矛盾してるとは思いませんか。司書の資格を持った人間がおります、でも、兼務はいたしておりませんとあなたはおっしゃったんですよ。どういう意味なんでしょうか。わかりやすくご答弁ください。

生涯学習課長

公民館に配置された職員の方に、図書司書の資格を持った方がおられます。その方が、公民館の中に図書館が設置されておりますので、そこにお見えの方について一部お世話をするということがあるということです。

原田委員

ということは、兼務されてあるということですよ。公民館の仕事と、司書として、それを両方、兼務されてあるということじゃないですか。

もう一つお尋ねします。図書館長というのは、これは公民館長と兼務ですか。

生涯学習課長

私が兼務しております。

原田委員

ということは、現時点では一応、正式なものだと思んですが、館長がいまして、そして司書として兼務の職員もいるということですね。

生涯学習課長

穂波と穎田については直営館ということで、規則上、公民館職員ではなく生涯学習課のほうで館長を兼務するというふうになっております。

原田委員

ということは結局、いらっしゃるということですよ、立場上、きちんとした館長と司書の方が、でしょう。で、あと費用としては先ほど言われた、50万円というのが10万円になった、しかしながら再検討ということで50万円に、これは現状維持、やりたいと。何ら変わりようがないじゃないですか。じゃあ、何のために公民館からそっちに変わるのかな、どこにメリットがあるのかな、と。そういう結果になってくるわけです。どうお考えですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:54

再 開 12:54

委員会を再開いたします。

原田委員

今、私、発言を間違っておりましたので訂正させていただきたいと思います。諸々の状況を考えますと、何ら変わらない、それがなんで図書館から図書室になる、そのメリットはどこにあるとお考えなんでしょうか。私はそのあたりが全くわからないんですが、お尋ねいたします。

生涯学習課長

午前中、教育長からお答えしたと思いますが、図書館法ということのをきちっとやっていくためには館長、そして図書司書を常勤させるということが基本的な図書館法でありますので、穎田図書館を継続して図書館となれば、先ほど課長も答弁しましたように司書を最低2名、この

司書を臨時職員にするのか嘱託とするのか、いずれにしても資格が必要になってまいります。それを臨時職員で単純に計算しましたら1人当たり150万円ということで、2人で約300万円、まあ300万円以下になるかと思えますし、また嘱託になれば、2人となれば250万円の二倍、500万円、500万円までいかないと思えますけど、それなりの費用がかさむということが考えられます。それが今後、財政的に厳しい状況の中で、果たしてそういったところで維持していけるかという問題もありますので、そういった面から「図書館」から「図書室」という中で維持をしていきたいということでございます。

原田委員

今度は財政効果のほうからご答弁をいただきましたけど、それが今まで合併しまして3年間、図書館法という法律違反を今まで飯塚市は行ってあったわけですか。

教育長

午前中のお話の中で出しましたように、合併した後は条例の中で市立図書館に館長を置いて、そして旧町の図書館を飯塚市立筑穂館とか庄内館とかというような形で設置するという形で、その時点では図書館法をクリアしてたというふうに思います。で、平成20年から指定管理を導入した段階で、三つだけがちょっと外れたんで、直営館が二つできたわけですよ。そういう経過ができたところで、そのことが図書館法でいう図書館であるかどうかというのを点検した中で、穂波のほうについては司書を、臨時でございませうけれども置いてました。穎田のほうには置いてなかったの、言われれば不十分だったということで、ですからそういうことがあって、いわゆる公民館図書室に今、変更するというので提案させてもらってるということです。そのためには、廃止をして公民館図書室に変えるということでございます。

原田委員

私がお尋ねしたのは、法律違反を今まで行ってきたのかということが一点だったですね。ということは、今は、現時点では違反であるという認識なわけですね。お尋ねします。端的にお答えください。

教育長

今言いましたように、できるだけ早くそういう、法に基づいた図書館にしたい。だから、穎田については図書室で、当面そういう形で過ごしていきたいと思ってます。将来的にそれをまた図書館にするかどうかというのは、ちょっと別問題として考えてます。

原田委員

ということは、今は違反である、いわゆる兼務状態ではつまらん、専任じゃないと駄目ということですか。何回も確認するようなんですが、ここ、一番大事なところなんで、明確にご答弁いただきたいと思えます。

生涯学習課長

図書館法の13条では、公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くというふうになっております。

原田委員

「置く」というのと「置かなければならない」というのは違うんですよ。そのところの解釈は、どのようなお考えをお持ちなんでしょうか。

生涯学習課長

必要であれば置くべきであるということです。

原田委員

答弁が、いいですか、今、だんだんトーンダウンしてるんです、課長。あなたは最初、法律違反になるからこれはきちとしたものを置かなきゃいけない、兼務じゃないと駄目なんだということをずっとおっしゃってあったんですよ。私、今、法律的なものをお聞きすると、違反でも何でもないようなご答弁じゃないですか。置ければ置いたほうがいいな、というような。

何かそんなふうには私は今、受け止められたんですが。これは法律違反かどうかというのを私はお聞きしてるんです。今のあなたのご答弁だと、法律違反でも何でもないじゃないですか。いかがですか。

生涯学習部長

課長の答弁にちょっと誤解がございます。法律的には置くということになっておりますので、開館中はちゃんとした、そういった資格のある方がその部屋にいないといけないということになります。ですから、それまで公民館職員として配置されていなくて兼務、いわゆる体育館の使用申し込みとか、片一方では図書館の司書として資格のある方はおられましたけど、これが法律違反ということ、常勤というか、兼務ですから、ここはちょっと法律違反になるかどうかわかりませんが、そういった資格のある方が常勤されておったということは間違いのないことです。

江口委員

図書館法の規定では確かにそうやって「置く」ということになっています。ただし、資格については明示してありませんよね。で、国庫補助、建設のときの補助金等のときにはちゃんと司書資格を持っている者が館長でなければならないということもあります。法の上では資格の要件とかいう部分はないはず。今の条例を見ても、「図書館に館長を置き」なんですね。地域館に必要な事務職員を置く、です。読みましょうか。飯塚市立図書館条例ですよ。「職員、第4条、図書館に館長を置き、図書館及び地域館（以下「図書館等」という）に司書、事務職員その他必要な職員を置く」なんですね。先ほど課長は、穎田の館長は私が兼任しておりますと言いましたけれど、兼任してないんです。図書館の館長は、あくまで飯塚の図書館の館長なんです。穎田の館長も飯塚の図書館の館長なんです。地域館には館長を置かないんだから。司書についても、有資格者であるのは望ましいんですけど、それが要件ではないんです。必ず有資格者を置きなさい、ではないんです。だから違法状態でもないし、今までやってこられたわけですよ。こういったような図書館に関する誤解であるとか、そういった部分が、現状、ございます。そして今日、審査に際して補足説明はございませんでしたですね。補足説明、ありませんでしたよね。最初、「補足説明ありますか」という委員長の問いかけに対して「ございません」とお話をなされた。で、確認をした中で、教育委員会の中では穎田館の予算の増額等についての議論はなされてない、でしたね。そして、私ども委員会の、前回の12月議会の継続審査とした大きな理由は、今年度の中で穂波館についてどうするかを決めるという方向性を出すということがございましたよね。ところが、補足説明がないこと、教育委員会の内部で議論がなされてないことを考えると、いまだ穂波館に関する結論は出ていないと私は判断せざるを得ません。とするならば、私どもが継続審査とした理由ですね。飯塚市立図書館穂波館の今後を見た上で穎田館も併せて判断をしたいといった理由については、いまだ解消していないように思います。そういうことを考えますと、委員長においてお取り計らいをお願いしたいんですが、一旦これは継続審査としていただいて、教育委員会として先ほどの予算であるとか、この職員の部分に対してのきちんと考え方、そして今後について一定の結論を出して、委員会のほうに出していただきたい。そのことをお願いしたいので、ぜひ、それができるまで継続審査としていただきたいと思いますので、取り計らいのほどよろしくお願いたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

ただ今の江口委員のほうからの継続審査の提起がなされておりますけれども、12月、あるいは本日の委員会の執行部の答弁を聞いておりましたも、議案提出者としての、当事者としての能力が欠如しておると思うところが多々あります。それで私は、本来市長はこの議案につ

ては撤回すべきだと思うんです。で、市長自身が担当部長・課長の答弁を聞いておってもそのようにお考えになったのではないかと思うんですけれども、それについてもう一度お尋ねしたいと思います。

教育長

先ほど江口委員の継続というお話の理由と、それから今、川上委員のお話ですけれども、穎田の図書館についても穂波の図書館についても、その後何も話し合いをしなかったわけじゃなくて、内部的には何回も何回も話をしてきております。先ほどから出てますように穎田の図書館のほうにつきましてもどうしても非常に厳しい財政事情の中で現時点で館長なり職員を置く状況にございませんので、とりあえず穎田図書館については廃止という形で、うちのほうは議案として提案をさせていただいております。穂波については、今言われましたように、ずっと、第1次の実施計画の中にありますように、地域の方々との話し合いも何回も持ったりして、方向性について今検討しておる段階でございますので、現時点で、ちょっとそれが出さないものですから、継続という形で言われることに対しては非常に心苦しいところがあるんですけれども、何も話をしていないわけではなくて、どちらも結局、サービスの低下を来さないように住民の意見を十分反映させた、穎田のほうは公民館図書室に、穂波のほうについては意見を聞いた新しい、できれば、今意見として出されておりますのは児童に特化したような図書館づくりはどうかという形で意見も出されておりますので、それを踏まえたところで前向きに検討している段階でございます。ただ、ここで結論を出されないから、なされてないからという話にはならないというふうに思っております。そういう形で今、進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

人見委員

今のが大体、この提案の趣旨だと思うんですね。で、平成20年に直営になった時点で、いわゆる法に基づく形、実態が伴わない、要するに司書を明確に置くだとか、独自の館長を置くだとかいうふうなことが、現実にはできない状態そういういわば違法の状態が続くこと、そして今後もそういう意味では、行革の流れの中で難しいということで、穎田についてはまず廃止をしたいというふうなことだとは思いますが、よしんばこの20年度21年度、さらに言えば22年度も今の状態が続いて、先ほどの質疑の中であった穂波の図書館については今後どうするかとか、極端に言えば、要するに穎田の人口からすると幸袋の図書室もさほど変わらない、人口規模としては。そういう実態の中で、今後この図書運動をどう展開していくかという総合的なやっばり絵姿も、極端に言えば、要するに司書、出張所を小学校に置けという意見だってあったわけですよ。小中一貫校として、そういう教育をなさしめようとするならば。思い切って穎田の図書室を小学校中学校の図書館、学校図書館に、きちんと地域と連携してやろうという構想だってあってもおかしくはないわけなんだろうと思ったり、話がずっと飛びますけれども、要は平成22年度も今の状態が続いた場合に、何か財政的にも大きな、聞けば、先ほど10万円が40万円なのか50万円なのかというような午前中の質疑もあって、何か50万円に限りなく落ちついたような話になっちゃって、実態として何にも変わらない。形として法律になじまないというか則してないから、で、将来的にもその用意をできる状態にはないので、図書館から図書室にという、今回廃止をお願いしたいということなんで、平成22年度も引き続いたときに、何か大きな差し障りがあるのかどうか、その一点ちょっと、話が長くなりましたが、その点聞かせていただけますか。今の状態が来年度も続くといった場合に何か支障があるのか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:12

再開 13:27

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

頴田図書館として、図書館法という図書館を続けるにあたっては、条例にも書いてありますように地域館には司書、事務職員、その他必要な職員を置くようになっておりますが、現状でも置いておりませんし、今後も必要な職員を置くことが非常に困難であることから、原点に立ち返るといふか合併前の状態に戻し、図書室という状態に戻して、再度、図書館運営を考えていき、広域的な読書環境の充実に努めていくほうがより効果があるというふうに考えております。

人見委員

それは利用者なり、現状ではもう駄目だという、これ以上は現状を引き伸ばすことはできない、このような判断で、メリットとしていふか、何が変わって変わらないのかという点からも、そういう意味では、何か補足するような話はないですか。

生涯学習課長

図書館から図書室に変わったとしても、サービス面においては従来どおりのサービスが受けられるように今後とも続けていくということで、この件についても、昨年11月3日だったと思いますけど、頴田地区の自治会長会の中でこの件でご説明を申し上げました。その中では、自治会長会の中では、この説明についてはご理解をいただけたというように認識しております。さらに、必要な職員についても、この厳しい状況の中、頴田図書館のほうにそういう職員を配置することについては非常に難しいものがあるというふうに思っております。

人見委員

それと、穂波の図書館の今後についての結論に関しては、教育長、今年度いっぱい、少し時間はありますが、方向性としては明確に打ち出す、その方向には変わらないということによるしいですか。

教育長

穂波のほうについては、第1次実施計画に、今年度中に地域の住民の皆さん方の意見を聞いて結論を出すという形になっております。今、関係者といろいろ話し合いを持ってる段階でございますので、ひとつ、その方向を目指して、その中で、先ほども言いましたように、子ども図書館、児童図書館的な特化したような図書館もほしいという話もいろいろ出ておりますので、そういうことも含めて今年度中を目処に努力していきたいというふうに思っております。

人見委員

ちょっと入り込み過ぎるかとは思いますが、今の話を聞けば、穂波の図書館は引き続き何らかの形で残す方向で考えておるといふふうに聞こえたし、そうであるならば、中央図書館、筑穂、庄内とあわせて、ここにおいても指定管理者というような話にも、今は直営だと思うんですが、そういう方向については合わせてどうなんですか。

教育長

当然、今、指定管理にして、3つの図書館が住民の利用も含めてですね、非常にいい形で進められているというふうに思っております。で、指定管理の公民館の図書館館長さんとかの話の聞いたりと、図書館運営審議会等の中でもいろいろ議論をさせていただいているところでございますけれども、当然そういうものも含めて、指定管理の問題も含めてまだ検討が、今は結論は出せませんが、当然これから先の図書館環境をどういうふうに整備してかという中ではですね、そのことを含めて当然検討すべきだというふうに思っております。今年度中にそこまですぐ行くとかいふことじゃありませんけれども、当然それを含めたところで検討するというご理解いただきたいと思っております。

人見委員

わかりました。それと、午前中の質疑の中で、52万円を10万円に、10万円が40万円になり、40万円が最後は50万円になったかのような、そしてこれから当初予算が出てくるわけですよね。だから、何を言ってるのかな、やり取りしてるのかな、と正直思っておったんですよ。それは、一つは要するに条例の整理、今後の見通しも含めて穎田についてはここいらで明確に法律に照らしても整理をする必要があるという、合わせて、要するに財政の縮減効果という面もあって、私なんかはしかるべきだろうと思ってたんですが、どうも午前中の質疑聞いてると随分と幅が出てきたというか、限りなく現状に近付いた。ということからすると、またぞろ現状と少しも変わらないじゃないか、これだったら、という話にもなってしまうようなやり取りに聞こえて仕様がなかった。改めて聞きますが、要するに、穎田図書館の平成22年度、今後のその図書費のあり方については、改めてどのように、当初予算はもう目の前に出てくるんですけども、考えておられるのか。サービスの低下という指摘もある中で、どのように考えておられるのか。再度お聞かせ願えますか。

生涯学習課長

合併前から穎田図書室として維持しておりました従前の金額を要求したいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

図書費のことについて言うとね、生涯学習部長は、図書費の金額をいきなり10万円に下げることはいかがなものかということで内部で検討したというふうに言われました。そこで私は、いきなり10万円に下げることはいかがなところをとらえて、暫時下げていって、切り下げていくつもりではないかというふうにも聞きました。それから、齊藤市長は答弁の中で、館として残すかどうかということに関しては、図書館として残すかどうかということに関しては、一応、残さないというような方向では考えておりますけどと言われました。で、先ほど教育長は、驚きましたけれども、とりあえず廃止と言われました。で、この無責任発言の積み重ねの上に、本日上程で審議している議案があるわけですね。穎田図書館の廃止議案が。私は、こういう最高幹部、直接責任を負っている市長をはじめとする3幹部が、こういうようないい加減な、無責任な答弁をする、で、これを「あ、そうですか」と。で、いくら聞いてもまともな答弁が返ってこない面もある。私は、市長の責任で、とりあえず廃止というならですよ、一旦撤回したらどうかと先ほどから聞いているわけです。先ほどはそういう認識までなかったようですよけれども、ここまで質疑答弁が煮詰まってくれば、撤回するという気持ちまで高まってこられたのではないかと思うから改めて聞くわけです。市長の答弁を求めます。

市長

議案第137号を出ささせていただいたというのは、ここに「廃止するために本案を提案するもの」とあるということは原点であったわけですし、予算等に関しては今、先ほどからご質問が等があって考えなければならないというような形、形というよりも、そういう方向も考えられた我々のほうで教育委員会のほうで考えてきたわけでごさいます、「館」とするか「室」とするかということに対しては、「館」というものに対しては廃止をしたいということで提案させていただいてるわけですから、そこをスタートとしてお考えいただきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

そこで、撤回の意思がないということのようです。それで私は、先ほど江口委員から継続審査の提起がっておりますけれども、市民の意見を聞きながら十分に審査することについて

は当然だと思います。しかしながら、今の段階で相当に煮詰まってきたのではないかと思ったんですね。しかし市長は撤回する意思がないと言うし、委員の中からも継続審査という意見もあるという状況がありますので、私はこの際、江口委員の継続審査という提起であるならば、自治法の109条第5項、常任委員会は予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き真に利害関係を有する者または学識経験を有する者等から意見を聞くことができるという規定に基づいて、本委員会として公聴会を開催することをご検討いただきたいというふうに思いますので、継続審査と併せて委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:40

再開 13:51

委員会を再開いたします。ただいま、川上委員から本案について公聴会を実施してほしい旨の申し出がありましたので、お諮りをさせていただきたいと思います。議案第137号については公聴会を実施することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって公聴会は行われぬことに決定いたしました。引き続きまして江口委員より継続審査の申し出がありましたけど、継続審査についてお諮りしたいと思います。「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって継続審査については否決されました。引き続き「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について採決を行いたいと思います。その前に、この案件に対して討論を許します。討論ありませんか。(「質疑」との声あり)

暫時休憩します。

休憩 13:53

再開 13:53

委員会を再開いたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

川上委員

私は飯塚市立図書館条例の一部を廃止する条例案について反対の立場から討論を行います。この条例案は潁田図書館を廃止して、図書館法に基づかない公民館図書室にしようとするものであります。しかしながら、現在日常生活圏域にある潁田図書館は本来住民の願いに応え司書の配置、資料費の増額を行い住民の知る権利の保障と地域振興を図るべきところであり、合併のときには図書館に格上げし、4年もたたないうちに約束を投げ捨てるやり方は許しがたいためです。図書館行政において、潁田地区住民に特に不利益を押しつけることは認められず、市議会が全会一致で可決した請願のとおり充実を図るべきであります。以上で討論を終わります。

委員長

他に討論はありませんか。

人見委員

賛成の立場から討論を行いたいと思います。ともかくも、行革の流れというこの市政の中で、また検討の中で出てきた議案でございます。最終的に本当に行革になったかと言われれば、決してそうではないぎりぎりの中でサービスの低下をできる限り保つための予算措置を今後も検討していくと。このような話も質疑の中で出てまいりました。併せて既に旧飯塚市内、それぞ

れの中学校区ごとの校区公民館の図書室のこれまでの歴史や現状、等々を考えると穎田地域の方々には甚だ申し分けないという思いもいたしますけれども、併せて穎田地域では、小中の一貫の教育のあり方がまさに模索もされております。そして、図書館の原点は何をさておいても社会教育の広く地域に開かれた、読書を中心とした、そうしたコミュニティの提供だろうと。このように思います。改めて一つがこの地域における、またこの地域から、さらには市内全域のそれぞれの校区、図書室の充実等には、一層の鋭意を集めていただきたいと、このようにもあえて要望させていただきたいといます。そして穂波の図書室の、図書館の取り扱いについても問題が先送りというか、若干残っておりようでありますし、しっかりとした検討の上で、また穎田と違った地域と歴史がございます。そうした中での選択と集中もときには必要な部分があるかもしれませんので、出てくる答えを見守りたいと、このように思っております。とにもかくにも、将来にわたって穎田の図書館については図書室への、そういう意味では衣がえを致さざるを得ないという執行部の今回の議案には、賛同をさせていただきたいといます。以上でございます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

江口委員

本議案に反対の立場で討論を述べたいと思います。今まで質疑をしてきた中でわかるように、執行部の考え方については二転三転しております。そしてまたなお私も議会は、一昨年の12月議会におきまして、図書館サービスの水準の平準化と向上を求める請願を全会一致で採択いたしました。この請願をかんがみるならば、今回、行革が必要なのであれば、一番サービスの低い穎田を切り捨てるのではなく、一番サービスが分厚い飯塚の蔵書、そちらのほうの資料費を削ってでも穎田に回す。開館時間が伸びたのは飯塚であります。そして、筑穂と庄内あります、指定管理者導入のときにはですね。水準の平準化と向上を私もは求めました。そのことを考えるならば、そしてまた、この図書館というもの、読書というものが日常生活に非常に密接につながっているということを考えるなら、これは、よりサービスポイントが住民の方々に近いものである必要があると思います。ところが、今回の議案の中で執行部が言われたのは、13万都市には3館でよい、図書館は3館あればよいという考え方があります。ある種の選択と集中ではあるかもしれませんが、日常生活に密接に関連しているものであれば、選択と集中ではなく、より皆様方に近いところでやるべきだと思いますので、この議案については反対とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

上野委員

「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論をさせていただきます。この議案の対象となっている穎田の図書館については、もともとの形はどうだったのか、そして、合併してどうなったのかということをもまず翻って考えたいと思います。一番大きな検索システムの導入、これが設置され、膨大な書籍を穎田地区の住民の皆様は近くで借りることができるようになりました。まさにサービスを向上していただいているわけがあります。ただし、このサービスの向上をどこまで追求していくのかというのが大きな問題の一つだと思います。確かに一昨年、請願を全会一致で採択した経緯はありますが、合併し、「図書館」に、いわゆる格上げをしていただき、それを維持してください、サービスをもっとよくしてくださいというふう言い続けてまいることは、図書館1館、また1施設の問題に限らず、最終的には旧1市4町の中にある公共施設すべての中で一番いいものを地元でそろえてくれというふうな、やもすれば地域エゴにつながりかねないというふうな危惧も私は思っておりますし、また、図書館としてきちんとした機能を維持していただくのであれば、館長また司書につ

いても兼任ではなく、きちんとした形の正規の職員さんの配置を私ども地元としては要求していかねばなりません。また、臨時職員さん、また嘱託職員さんが今おられるということですが、勤務年数についての制限もございますので、将来にわたっての飯塚市の財政改善、財政健全化に寄与できるのではないかというふうにも思っておりますし、また先ほどご紹介ありました、先の自治会長会の中でご説明がございましたが、自治会長の皆さんはご理解をいただいたというふうに、私はこのように認識をしております。今後の頼田の図書サービスについては本配られております進捗状況一覧表にありますとおり、公民館については小中学校との複合化を検討中だというふうに記されておりますので、この中で何かサービスの向上について考えていただくことができるのであれば、ぜひとも行っていただきたいと思っております。また、地域の実情を踏まえるならば、単に図書スペースを大きく広げたり蔵書を増やしたいということではなく、配本サービス等の充実も図っていただきたいというふうに要望を申し上げまして、私、頼田選出の地元の議員ではございますが、この件については我慢が必要であろうというふうに判断をさせていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第137号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

中央公民館長

関の山いこいの森の廃止条例につきまして、若干補足説明をさせていただきます。12月の本委員会におきまして、地元との協議が不足しているということでございましたので、年明けまして1月の18日に12団体の代表者の説明会を行っております。この中で、もっと子供たちと一緒に活動している子ども会の指導者等の意見はどうかということで、子ども会関係者についても意見を聞いてきなさいということでございました。それを受けまして、1月の29日、それと2月の1日の両日にわたりまして庄内地区の子ども会指導者の関係者30名にお声をおかけいたしまして、両日で15名の出席を得ております。欠席された中でも、自宅訪問あるいは電話での聴取を行っております。これが約8名でございます。合計23名にご意見をお伺いしております。この中で、廃止やむなしということでご回答いただきましたのが17名、存続の方向でというご意見が3名、それからわからないというお答えが3名でございました。それから、それを受けまして2月4日に第3回目の12団体の代表者説明会を行っております。12名中8名の出席を得ております。この中で廃止やむなしというご意見が8名全員でございました。欠席者の中でも、2名の方につきましては前回、前々回に廃止やむなしのご意見をいただいた方が2名おられましたので、廃止の方向でということでご回答いただきましたのが10名でございます。存続の方向でというご意見が2名でございました。12名中名10名が廃止の方向でというご回答を得ております。それから跡地の利活用につきましては、12名中撤去が9名、廃止後に検討したらどうかというのが1名、意見がなかったのが2名という結果になっております。以上でございます。

委員長

執行部の補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

廃止やむなしと言う方の理由は聞かれていますか。

中央公民館長

まず、自然災害が多く出費が多い施設であるというのが、多い意見でございます。それから、毎年500万円の赤字が出ているということで、これは2年間我慢すれば撤去費用も出るのではないかなというようなことでございます。あとは、キャンプ場としての規模がいまひとつ小さく、近隣市町村あるいは市内におきましてはここよりも規模の大きいものがそろっておるんじゃないかなというようなことがございました。

川上委員

それでは、存続を求める方の意見は、どういう理由でしょうか。

中央公民館長

存続の方のご意見といたしましては、まだ耐用年数的には五、六年残っているのもったいないということが一つございます。あとは、社会教育施設で存続したらどうかということで、教育施設にお金がかかるのは当たり前じゃないかなというようなことで、生活体験学校との連携も図りながら存続はできないのかなというようなことは意見としてございました。

原田委員

いろいろなご意見で、今の館長の報告といたしますが補足説明中では、ほとんどの方が賛成したようにも見受けられます。と申しますのは、私もこの会には出席しておりました。その中で例えば一つ、これは市外の利用者が非常に多い、それであれば、これは観光としてでも十分に生かすべきではないかという意見が出ておりましたですね。これは記憶にあるかと思います。まず、こういった諸々のご意見があったんです。やはり中には、まだできて新しいからもったいないじゃないか、それから先ほど言いましたような観光的なものはできないのか、教育施設にお金がかかるのは当たり前じゃないか、これは収益をあげるための営利施設ではないというのが大前提でありました。諸々ありまして、私がそこで感じたことは、第1回目のときから通じてのことでございますけれども、そういった意見が出たときには必ず、館長はじめ反論をされてあったんですね。そう言われますけどこれはこうなんですよ、これはこうなんですよ、と。要するに、説明会じゃなくて説得会だったんです。私も、これは説得会じゃないですかと申し上げました。多分、議事録はお取りになってるかどうかわかりませんが、議事録はお取りになってましたですか。取ってるということですね。もしよければ、それは配付でもお願いしたいんですが。きちっとあるのであれば、どういう意見が出てたのか。そうしますと私は、継続審査の時っていうのは、いろんな意見を十分に、それぞれの意見をお聞きになって持ち帰るべきだと私は会議の中で申し上げました。それをいちいち、反論権は当然あるんです、あの中です。ですが、いちいち意見をですね、反論されていくというのは、あれは説明会じゃないんですよ。説得会なんです。一番最後に、じゃあ次は何ですか、あなた方は廃止ありきでこの説明会を行ってるんですかということで質問が出ておりましたですね。そのときにあなた方は「はい」と、「ぜひとも何とぞご理解をいただきますように」と。次またご理解をいただくために集められるんですかと言ったら、「はい、よろしく申し上げます」とのことだったんです。これ、説明会じゃないんですよ。ご理解をいただく会だったんです、あの内容からいいますとね。議事録見られると一番よくわかると思うんですけど。そういう意向は当然、館長以下皆さんがこの議案に、案件として上がってます以上、お気持ちは十分にわかるんですが、あの運営のやり方っていうのはいかがなものかなと思うんですね。あれは半強制なんですよ。なににも意見を聞くという会ではなくてなにとぞご理解をお願いしますという会なんです。説得会。この説得会で、その結果、説得された方がほとんどいらっしゃいましたということがですね、これ報告になるのかなと、広く意見を聞いたということになるんでしょうか。このあたりどうお考えでしょう。

中央公民館長

確かに委員おっしゃいますように、最初のうちにおきましては執行部のスタンスというのが

条例廃止ありきじゃないかという質問に対しまして、決してそうではありませんと、まだ議会をとおしていませんので、市の方針といたしましては第一次実施計画に沿ってご提案申し上げておるので、条例廃止につきましても皆さんのご意見をぜひ伺いたしたいと。そのうえで、跡地の利活用につきましても5つほどの案件を挙げておりましたので、資料の中に、それ以外にも跡地の利活用がございましたら最善の方策を模索していきたいということで、条例廃止についてのご意見と、から跡地利活用についてのご意見と、2点にわたってご意見をお伺いしたということでございますので、そのところはよろしくご理解いただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:14

再開 14:14

委員会を再開します。

原田委員

議事録はどの程度あるのかわかりませんが、ちょっとお尋ねしますけれども、それは要点筆記ですか、それとも議事録、きちんとしたものでしょうか。

中央公民館長

議事録、全体もございまして、要点筆記もしております。

原田委員

資料としてぜひお願いをしたいと思っております。委員長において取り計らいをお願いいたします。

委員長

ただいま、原田委員から要求がっております資料は提出できますか。

中央公民館長

要点筆記のほうは今日は持ってきております。全文はちょっと今日は持ってきていんですが、それでよろしいでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:15

再開 14:16

委員会を再開いたします。

ただいま原田委員から要求がっております資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。

原田委員

現在、あそこを利用される方、子どもさんお持ちのご家庭からですね、署名運動の動きが出ておるんですが、これご存じですか。

中央公民館長

存じておりません。

原田委員

署名の運動をぜひ起こしたいという旨の連絡のほうを、私も聞いておりますし、そういう動きがあるのも存じております。ただいまこういう形で、もうまもなく議会のほうの特別委員会にかかりますよということは、私は申し上げたんですけど、そういった動きが十分出ているというのはですね、ぜひ承知しておいていただきたいと思います。その中で、一点でてきました、あの時明快な回答がでなかったんですが、例えば市外の方が、利用が非常に多いと。これ、観光としては考えられないのかというご意見がありましたですね。それについては明確

なご答弁があのとかなかったと思うんですよ。その後ですね、そういったものについては何か内部でいろいろ検討されたり、協議とかありましたでしょうか。

中央公民館長

1月の18日の会議におきましては、市外も多いことから観光施設としての用途を考えたらどうかというご意見がございました。それについては、18日の時点では商工観光課との協議もしておりませんでしたので、それを持ち帰りまして商工観光課との協議もいたしました。その中で、商工観光課の意見といたしましては観光施設としての用途は、現在のところ関の山については考えていないという回答は得ておりますので2月の8日の日にそのご説明は申し上げました。

原田委員

それは分かるんですよ。だから、その理由はどういう理由でこうだということをお聞きしたいんです。観光課がだめって言ったからだめでしたとかじゃ、はいわかりましたって言えないでしょ。

中央公民館長

ちょっと私のほうが社会教育関係なものでございますので、観光施設としていかなものかという判断は、ちょっと私どもの方ではですね、ちょっと答弁しかねます。

原田委員

詳しくそこら辺をお聞きしたかったんですけども、どうも無理なようであります。確かに前回、継続審査になりまして広く皆さんの意見を聞くと、あくまでも、この10何名っていう方、代表の方ですよ。一般の、やっぱり学校に問い合わせとか、PTAの問い合わせとか、一般住民の問い合わせ、いわゆる年代層ですよ。ここに来られてある代表の方というのは平均年齢おいくつですか。まず、ちょっとお尋ねします。

中央公民館長

平均年齢ということでございますが、大体、自治会長会は70代ですね。子ども会の指導者、連絡協議会の会長さんが60前後だと思います。後はだいたい50前後の方だと思っております。

原田委員

私地元ですからよく分かっております。大体、70代から60代の方ですよ。あの中50代って何人いましたか。大体、60代後半から70になりますと、もうキャンプ場なんていうことはほとんど頭の中にはないです。お孫さん関係で、ちょっとあるかなあぐらいなんです。実際利用されてあるところのアンケートなんかはきちっとその声を聞かれたのかなということなんです。私がお聞きしたいのは、いいですか、代表者だけ聞いたって、代表者の方がその会合を全部集めて、皆さんの意見の総意を持って集められたわけではないでしょう。それとも、一度持ち帰って会合を開いたっていう情報でも入っているんですか、お尋ねします。

中央公民館長

12団体の代表者会議につきましては、各団体の会長さんでございますから、ご高齢の方は多かったと思っております。ただ、PTAの会長さんあたりは、それなりの年齢であったと思っております。それから、子ども会関係者に、約30名にお声掛けをいたしました。この中は30代、40代が主だったと思っておりますので、年齢がご高齢な方ばかりに聞いたわけではないと、かように思っております。

原田委員

ちょっと観点が微妙にずれているんですよ。代表者の方が結構ご高齢の方と、その方のご意見を集約したんでしょということをおっしゃるんです。その中の、例えば、子ども会指導者にしても大体、50代ですよ、40代から50代。その代表者とその団体の中の意見をまとめて集約して持ってあがったんじゃないでしょ、個人的な意見だったでしょ。だから、もっと

広く住民の、市民の皆さんに声を聞くのであれば、実際利用されているそういった方にアンケート調査なんかをする必要が、私は個人にあったんじゃないかなと思うんです。代表者に聞くだけでなく、代表者に聞くとなると旧庄内地区全体を通じたような気がいたしますけども、実情違うんじゃないですか。そういったアンケート調査、実際の活用される年代のご意見というのが全く反映をされてないように私は思います。この点いかがでしょうか。

中央公民館長

先ほども補足説明はところで若干申し上げましたけども、小中学校のPTA及び子ども会関係者については30名にお声掛けをいたしまして、15名の出席者、それと欠席の方につきましても家庭訪問なり電話におきまして、聞き取り調査を行っております。その中におきましては、条例廃止について賛成は、23名中17名、反対が3名、どちらとも言えないが3名でございます。欠席者7名については、通信が取れなかったということで23名の方を対象にその辺の集約はさせていただいております。

原田委員

抽出方法は何か。無作為ですか、どういう対象でされたんでしょうか。

中央公民館長

子ども会の指導者連絡協議会の役員さんと各自治会の子ども会担当者の方21名、合わせて30名にお声かけいたしております。

委員長

他に質疑ありませんか。

原田委員

その子ども会の今中心で、そこだけで聞かれたですね。要するにPTAの一般的なご家庭のアンケートはとらえていないということですね。そういうことでよろしい訳ですか。小学校、中学校は。

中央公民館長

先ほど申し上げましたように、子ども会関係者、もう実際に子ども会の指導に当たっておられる指導者の方、それと連絡協議会の役員の方、それとPTAの会長さんですね、その方々にご意見を伺っておりますので、一般の方にはお伺いしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

川上委員

そこでですね、関係の方にお話を聞いたテーマが、廃止についてどう思うかということが1点と、もう1点は後利用についてはどうですかということなんですね。私が聞くのであればですね、このキャンプ場の安全確保のためには、どういったことが必要ですかと、どう思われますかと。2点目には利用をもっとふやすためには、どういうふうに改善するといいと思われますかと。私だったらその2点を聞きます。なぜかというんですね、この間あなた方のキャンプ場廃止の提案理由がそこにあったからです。安全確保が難しいから廃止したい。それから、利用状況も思わしくないから廃止したいということだったんですよ。ですから、この議案に沿って住民の皆さんの、利用者の皆さんの意見を聞こうとすれば、この2点を聞くのが妥当だと思うんですね。それで、後ほど資料が提出されると思いますけれども、その前の段階で二、三お聞きしたいのは、まず安全確保という点についてあえて聞くんですね、廃止やむなしという声が多かったということなんだけど、事情は今の同僚議員の質問で雰囲気は把握できたんですが、このキャンプ場は危ないので廃止やむなしという声は、先ほどの答弁からは感じ取れなかったんですが、そういう声はなかったのですか。

中央公民館長

先ほど、廃止の主な理由としてどのようなものがあるかとお質問されました中に、安全性の

問題は答弁したかと思っておりますが、まず安全性の確保は言われておりました。それと、それに伴う閉鎖期間があるということで、この閉鎖期間がシーズンの7月等に集中するということから、廃止もやむをえないのじゃないかというご意見でございました。

川上委員

先ほど私がお聞きしたのは、自然災害が多く出費がかさむので廃止やむなしと聞こえたんですね。ですから、そこでキャンプしていて身の危険を感じるとかいうことはないわけですね。そういうことで廃止やむなしということにはなかったと思いますけれども、今の答弁では。そういうふうに理解していいですか。

中央公民館長

実際、今までキャンプ場の利用者から、キャンプしているときにそういう危険を感じたことがあるというようなことは伺ってはおりません。

川上委員

そうすると、ごく少数の方に聞かれたわけだけでも、あなた方が条例を提出する理由の一つに挙げていた、利用者の安全確保が難しいというのは、その方々からの意見聴取からは裏付けられないということがわかりましたね。市長、わかるでしょう。

それから、出費についてお聞きします。自然災害が多く出費がかさむので仕方がないというふうに言われる方が多かったということなんだけれども、皆さんのほうは住民の方にその出費の状況についてどういうふうに説明されたのでしょうか。

中央公民館長

自然災害におきます出費につきましては、平成13年、15年が大雨でございます。それから17年、18年が県の治山工事でございます。それと昨年の7月24日ですね。17年、18年は県の治山工事のためでございますが、13年、15年、それから21年については大雨災害による休場をやむなしにされたということで、ご説明申し上げております。その折の出費額についてもご説明申し上げております。

川上委員

その出費はキャンプ場の修理にかかった面もあるでしょうけど、基本的にキャンプ場があるうとなかろうと、急傾斜地ですから、被害があれば林地とか河川とか含めて、キャンプ場があるうとなかろうと手当てするところでしょう。だから、キャンプ場があるためにその出費ができたという部分は少ないはずですよ。ですから、住民の方に誤った認識を持たせるような説明になったのではないのでしょうか。わかりますか、言ってることが。キャンプ場があるがためにその出費が出たという理解を住民の方に持たせてしまうことになったんじゃないですか。どうですか。

中央公民館長

説明といたしましては、今までの災害実績をそのままご説明申し上げたつもりではありますが、そういうふうな受け方になった方も中にはいらっしたかと思っております。

川上委員

基本的にログハウスだとかについては大きな被害は出てないですね。それから、もう一つ皆さんがお聞きになったという、後利用について意見が出なかった、と。出なかったんですか。廃止した後考えようというようなことだったようですけれども、意見が出なかったとすればなぜなのか。従前は、そのまま建ててるといろいろ管理上の不都合が生じかねないということで撤去してもらいたいということだったんだけれども、今度もそれが多いうですけど、後利用についてなぜ意見が出ないのか。どう思われますか。

中央公民館長

後地の利用につきましては、各種団体代表者の12名中9名から撤去の方向でのご回答を得ております。で、1名が、廃止後に検討したらどうか。意見なしが2名という結果でございます。

す。

川上委員

要するに、9人というのは、発言がなかったと同じなんです。なぜかという、後利用についての意見を求めたわけですよ。で、撤去というのは後利用じゃないですよ。だから、その9人の意見というのは、あなた方の問いに答えたことにはならないわけです。だから、残る答えは、廃止した後に考えたらどうでしょうかというのが唯一の皆さんの問いに対する回答だと思ったんです。だから、撤去というのは後利用じゃないわけでしょう。なぜ後利用について、こういうことに使ったらどうですか、こんなふうにしてもらいたい、こういうふうにすると地元としては非常にありがたいという声が出ないのでしょうか。どう思われますか。

中央公民館長

この撤去の方の主な大方の意見は、撤去後に登山道は整備してほしい、あるいは駐車場は確保してほしいというのが、大方の意見でございました。なので、ログハウス3棟については撤去しても構わないですよという意見が大方を占めておりました。

川上委員

私は、これが後利用とは考えられない。登山道、もともとあるわけですから。それから、駐車場も下のほうにもともとあるでしょ。これは後利用とは言わない。なぜその程度のことしか出ないかという、皆さん方がお金がないということから出発しているからなんです。だから撤去費用だって、2年間管理費用を押さえれば、2年間で1千万円出てくるのではないかというように、そういうようなことまで出てくるわけでしょう。従って、このいこいの森キャンプ場の廃止議案は、もともとの財政縮減という路線に矛盾している議案だ、と。だから住民の方は、最後に後利用について提案ができない。サンビレッジに持っていてもね、持っていただけ大変な額がかかる、と。うちの会社が買おうかっていうところもあるかもしれませんが、それは簡単じゃないですよ。ですから、本当に限られた財産を住民の福祉のために有効に使おうとすると、私は料金を引き下げるとか、もちろん安全確保はありますよ。安全確保をしながら料金を引き下げるなどして頑張れば、この施設はもっともっと能力を発揮するだろう、と。1年も2年も崩そう崩そう、廃止しよう廃止しようということでやる暇があったら、私は今言ったように、努力したほうが住民の皆さんからは喜ばれるのではないかというふうに思うんです。そう思われませんか。

中央公民館長

市といたしましては、第1次実施計画が市の方針ということで決定いたしておりますので、その方向でいきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

先ほど、取り壊し後のことがありましたけど、あれは結局、回答誘導だったですよ。取り壊したらという、条例が廃止されたという仮定の後でどうしましょうかという話だったから。それはちょっと、答弁の中では適切な答弁ではないと私は感じております。今、中央公民館長が言われましたけれどもね。取り壊しましたら、確か四つか五つありましたよね、工業高校が何かに寄贈する。これは費用がいくらかかります、取り壊しも、確か一千何百万円かすると。で、何を、これも金を取ると。結局は取り壊ししかありませんねというような形で、もう仕方ないなという形で、確かそういう意見が出たんじゃないかと思っております。それはいいんですが、いいことないんですけれどもね、それが大事なところなんです、いま一つ、前々回からずっと言っておりますけど、運営のあり方についてお尋ねをいたします。例えば千石とかにキャンプ場がありますけれども、その日、今日キャンプがしたいなと思って申し込むと、その日に即できるんです。ところが、この関の山いこいの森というのを申し込むには、2週間

前から申し込まないと、当日天気がいいからちょっとバーベキューでもやりたいなって申し込んだって断られる。これは、前回にもこういったご意見が出てたと思います、この委員会の中で。その後、そこら辺の改善というのは、昨年からあってますけれども、何かなされてあるんでしょうか。お尋ねします。

中央公民館長

受付のシステムにつきましては、その後、改善はいたしております。

原田委員

公の施設というこの一つの調査特別委員会の中で、こういう改善をすれば利用客の増加を見込めるんじゃないかという意味での意見が出されておたわけですよ。で、改善は何らなされていないというご答弁を堂々とされるといのは、私はいかがなものかなというふうに思うんですが、何ら内部で協議もなされてなかったんでしょうか。これはもう廃止ありきで進んでいるから、そういうものは必要ないという考えと私は受けとめられるんですが、いかがですか。

中央公民館長

昨年来、委員のほうから関の山のPRにつきましては事あるごとにご指導いただいております。その都度、庄内地区の人だけしか知らないのではないかとお叱りをいただいておりますけれども、実際は市内全域に、学校とか公民館とか、そういう主だった箇所にはチラシ等を置きましてPRはさせていただいております。ただ、受付につきましては、まだ手を付け切らなかったというのが現状です。

原田委員

受付に手を付けられなかったって、要するに使い勝手が悪いというところだったんですよね。PRはしても使い勝手が悪かったら、悪い結果しか出ないと思うんですけど。そのところが一番にやっていかなきゃいけないところじゃないかと私は思うんです。やるだけのことをやって、それで結果が出なければ撤去でも何でもやればいいんですよ。私は未来永劫あれをずっとやらなきゃいけないなんてことは言ってないんです。ただ、そういったPRをきっちりして、使い勝手がいいようにきちんとやって、そういう努力をなされる必要があるのではないですかということを、前回もこれは私、申し上げました。しかしながら、利用の方法とか受け付けの方法については、いまだ何ら改善はされていない。相変わらず、例えば、今日お天気だから今からちょっといいですかって言ったって、2週間前からお願いしますということでしょう。これはもう、廃止ありきで何も手を付けてないということじゃないですか。何をどんなふうに考えて、これをそのままにされてあったのかなと思うわけですよ。これ、内部協議すればすぐできる話だと思うんですよ。いかがですか。

中央公民館長

委員おっしゃいますように、受付のスピード感が不足してたということは、トータルとしては否めない面があるかと思っております。しかしながら、その辺の協議も内部でしたことはありましたけれども、実現には至らずに現在を迎えているというのが現状でございます。

原田委員

私は姿勢の問題だと思うんです。姿勢というか、取り組み方の姿勢ですね。これやっぱり、片ややって、片や行革が進んで、ともにやっていって、利用がどうしても見込めません、これだけの経費がかかりました、ですからこれで何とかご理解くださいというのはわかるんですよ。それをなされてないじゃないですか。これは取り崩しありきだと、こういう理論ですって進んで。継続審査をしたとしても、その途中、説明会であれば、もうこれは何とかご理解ください、と、説得の会になってるといのが、私はいかがなものかなと思うんです。やはり、利用できるように市民の皆さんにもっとアピールしていくと。例えば、八木山青年の家が、これはもうなくなりますよね。で、聞いた話ですが、幸袋地区の方は、じゃあどこに行ったらいいんでしょうと言ったら、庄内にはこんなところあるんですよと人から聞いたという話も、私

はお聞きいたしました。で、これは果たしてPRができてるのかな、やってないんじゃないかなと私は思ったんです。そのあたり、どうお考えですか。

中央公民館長

PRにつきまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、市内12地区の公民館、あるいは小中学校にチラシを配布いたしまして、PRに努めたつもりではございます。ただ、このことが市内全域に浸透したかということになりますと、その辺はちょっといかがなものかという感想は持っております。

原田委員

だいたい、そろそろ煮詰まってきてますのでこれ以上は言いませんけどね、ただ、この行革というのは何でもそうなんですけれども、例えば先ほど、もう終わりましたけどね、図書館でもそうなんですよ。取り壊します、何をします、で、このキャンプ場も取り壊します、と。だけど、ここの部分はきっちりやりますよという代案みたいなのが何も見えないんですよ。昔で言うような、時代劇でいえば悪代官みたいなものですよ。搾り取るだけ搾り取って、と。だからもっと、これは我慢してください、でも、ここにもうちょっときちっとしたのができます、と。だからこれで代替をやってくださいという熱意も聞かえなければ、伝わってこないんです。で、何度も言うようでありますけれども、まず使い勝手が悪いという意見が出れば、即改めて、どうぞ、これでいかがですか、と。使いやすくなりましたという声が出た、しかしながら人数が少ない、じゃあこれはもう行革の対象にさせていただきます、と。こういう順序立てた説明責任があってしかるべきだと私は思います。非常にそういった説明というか、なんか、という疑問を出させる部門が非常に強いです。これは今、申し込みにくいという窓口の問題、これは例えば、いろいろ問題があるうちのたった一つですよ。その一つでさえもクリアしてないというのは、私は非常に問題があると、このように指摘をして、これは終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:47

再開 15:32

委員会を再開いたします。原田委員からの資料要求がっております資料には、ちょっと手間取っておりますので、この「議案第138号 飯塚市立関の山憩いの森条例を廃止する条例」については一時保留いたしまして、次の議題に入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、一時保留とさせていただきます。次に、「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

文化財保護課長

補足説明をいたします。前回の特別委員会以降、小学校、自治会との意見交換を行いましたのでその結果につきまして説明させていただきます。1月の15日、20日、21日、25日の4日間にかけて、穂波地区の小学校、5校を訪問いたしまして意見交換を行いました。穂波郷土資料館の展示を飯塚市歴史資料館に統合して新市の歴史がわかる全体的な展示を行うことにつきましては、特に異論はないということでございました。合併したのだから、その方が地域歴史学習を行う上で効果的であるとの意見でございました。しかしながら、穂波郷土資料館の展示室を廃止するに関しては、歴史資料館まで出かけるには遠いのでマイクロバスが利用できるような条件整備をしてほしい、また学校への出前事業などができれば活用したいということでございました。これにつきましては、歴史資料館までの輸送方法につきましては、市の管財課のマイクロバスの2台、旧頼田町が所有しておりましたマイクロバス2台で対応をするということで理解をいただいております。また、2月4日に穂波地区自治公民館連

絡協議会で意見交換を行いました。穂波郷土資料館を飯塚市歴史資料館に統合することについては合併をしたのだから、重複施設の統廃合については合併の観点からやむを得ないというように、理解をいただいております。但し、地域の子供たちが利用する場合、バスが利用できないかという意見がございました。これにつきましては、公民館の子ども会活動で見学する場合につきましては、自治公民館からの申し出につきましては、穂波公民館が窓口になりまして、見学を実施するという事などで、バスの利用ができるということをご説明いたしまして理解をいただいております。また、郷土資料館は図書館との一緒の施設であり図書館の方向性と包括的審議をしたいということにつきましては、図書館の方向性につきましては先ほど出ておりましたが、地域の人たちとの話し合いが、現在継続中でありまして、今年度中に結論を出すという方向で現在検討中でありまして、しかしながら、郷土資料館につきましては、2階の展示室を閉鎖して文化財の収蔵庫にするということ、1階の会議室は郷土研究団体の活動の場所として、また事務室は文化財の発掘調査の整理作業室として以前同様に継続して活用するという事、関係各課と協議済みでありまして、また、このことにつきましては、小学校、自治会等にも説明をいたしまして、おおむね理解をいただいているところでございまして、したがって、図書館の方向性につきましては、図書館の方向性によって郷土資料館の今後の方向性が変わることはないと考えておりますので、整合性は取れると考えております。以上で補足説明を終わります。

委員長

補足説明が終わりまりましたので質疑を許しませんか。

川上委員

私は12月議会の折に、今まで児童生徒は無料だったのが、あなた方が考えてるようなことをやると、有料になると。そういう不利益を押し付けられるのは、おかしいという指摘をしたんですが、これについては何か検討されましたか。

文化財保護課長

穂波郷土資料館につきましては無料でございましたが、飯塚市歴史資料館の場合はですね、穂波郷土資料館に比べまして規模が非常に大きく、展示資料も今回非常に大きくなってまいります。また、周辺の桂川町の大塚装飾古墳館、田川市の石炭歴史博物館等の類似施設の入館料等を調べましたら、現在の飯塚市の歴史資料館の入館料は高いほうではございませんので、現在の料金そのままであれば、有料化はやむを得ないというふうにご検討をいたしました。なお、土曜日は高校生以下が無料でありまして、また市内の小中学校が授業の一環で見学する場合につきましては無料になる減免規定がありますので、著しいサービスの低下があるというふうには、考えられないというふうにご検討しております。

川上委員

田川とか桂川とかの施設を見て飯塚が、著しく高いというわけでもないというのでやむを得ないというのはだれが言ったんですか。

文化財保護課長

事務局のほうで検討した結果でございます。

川上委員

有料化をする側が、有料化はやむを得ないといったって話を今答弁されたんですね。穂波の地区の住民の方とか、子どもたちは有料化するんだけど、どうかというふうにお聞きになりましたか。

文化財保護課長

このことにつきましては、穂波の自治会との意見交換の中で出まして、有料化になることについてはご説明いたしましたが、特段、これについて質問はございませんでした。

川上委員

子どもさんたちからはお聞きになりましたか。

文化財保護課長

子どもさんといいますが、直接は伺っておりません。

川上委員

1月の中旬から下旬にかけて、4日間、5校を訪問されてますね。だれとお会いになりましたか。

文化財保護課長

小学校の校長及び教頭と会いました。

川上委員

10人と会われたんですね。管理職じゃないですか。校長とか、教頭先生があなた方が提起したことに反対といいやすいですか、言いにくいですか。

文化財保護課長

小学生に聞くということもございますけども、料金のことでございますし、やはり学校の管理監督されて、全体的な把握をしてあります校長、教頭先生からの意見が一番妥当ではないかなというようなことで伺いました。

川上委員

私は12月議会の一般質問のテーマですね、子どもの貧困の克服についてということでしたね。市長と教育長からも答弁があったわけですがけれども、我が国の子どもの貧困率は14.7%、それは相対貧困率ですよ。絶対的な状況、推定しますとあの時にも申し上げましたけども、本市の場合は場合によって4分の1、あるいは3分の1の子どもたちが生活保護基準と同じか、それ以下という状況にあるかもしれないと、私はそう推定するというふうに申し上げました。ほぼ間違いのないと思います。そのときに何が必要かと、教育長は子どもの貧困が学力に影響を与えておるのではないかとということを心配して、みんなで議論したというふうに言われたんですよ。あなた方は、児童生徒を含めて有料にするということについてね、真剣な検討をしていない。50円ならいいのか、100円ならいいのかとかね。なぜ有料にするのか、有料にする理由はないわけです。それを指摘したのに検討していないんですね。教育長はどうお考えですか。

教育長

今、担当課長が申しましたように、子ども達については平日は基本的学校がっております。土曜日には子ども達に無料で開放していくという方向性を取ってますし、学校の授業で行く分については無料という形になっておりますので、その分については十分に配慮できてるというふうに感じております。

川上委員

市長、だったら、この際、児童生徒全員無料というように考えていいわけですよ。それを、気が付かないで条例改正を出したのかもしれないですけど、指摘は受けたわけですよ。私がしたわけだけども。それならばこれについて、同じ議会で指摘をしているし、教育長も答弁があった。影響がないとあなた方が言い切れるわけないでしょう。よく考えてみてください。だから、このことについてまともに検討していないというのは非常に冷たい、子どもに冷たい教育委員会、こう言われても仕方がないですよ。これをあなた方は歴史教育だとか、そういう名のもとにやろうというんですから、二重に責任は大きいなというふうに思います。教育長、どう思われますか。

教育長

教育そのものについてどういうふうに考えていくかということにもつながってくると思うんですけれども、子ども達についてそれだけいろいろ、土曜日を無料にするとか平日の授業については無料にするとか、そういう配慮はしてるわけでございますので、十分そういう面での配

慮は、完全とは言いませんけども、届いてるというふうに思っております。例えば子ども達が何か施設を使うときとか、公共施設の場合ですね、全て無料だったら本当にいいのかどうかということも、十分我々も常日頃から考えているわけでございまして、受益者負担というものいろいろ考えなくてはいけない分野も、私はあってもしかるべきだというふうに思っております。十分、子どもの学習について配慮はしていかなければいけないということをお前提として考えて、だからといって全て無料にならなきゃいけないということにはならないというふうに考えております。

川上委員

子どもの学費を少なくとも高校までは無料にしよう、返済義務のない奨学金をつくらうという、世の中がそういうふうに動いているときに、驚く答弁を聞いたわけですがけれども。しかし私は、飯塚市が子どもの教育費をね、今、直ちに全部無料にするべきだとか言ってないわけですね。残念ながら、まだ言ってないわけですよ。しかし教育長は、子どもの教育を、子どもに係るものを全て無償にするわけにいかないという言い方なんですね。論理的におかしいというふうに思われるでしょう。私は、この歴史資料館の入場料、穂波の子ども達が、大人もですけど、今、穂波にあれば無料で見られるものをいわば勝手に持って行ってね、歴史資料館に。そして、見においで、お金を払いなさい、と。そういうところについてあなた方がどう考えるのかと、ずっと言ってるわけですよ。何か答弁することがありますか。

教育長

今の歴史資料館の話でございます。今、勝手に持って行ってと言われましたけれども、決して勝手に持っていったというふうには思っておりません。飯塚市全体の歴史を見るという意味で、そこに置いた方がベターだという判断に立って向こうに持っていったわけですので、決して勝手に持っていったわけじゃございません。それからまた、確かに子ども達の問題、できるだけ学習という形でございますし、今置かれている子ども達の状況から考えますと大変厳しい状況にあるということも十分わかっております。ですから、子ども達には最大の配慮をしていかなきゃいけないということについても、十分、自分としてはわかっているつもりでございます。そういう中での判断というふうにご理解いただきたいと思います。

川上委員

齊藤市長も教育長も「子どものために」と、この間いろいろ言われてきました。いろいろ考えてもおられたんでしょう。考えた結果が指摘を受けても有料化はやめないということのようですね。私はそういうことじゃ駄目だと思います。

それからもう一つ、穂波の図書館との関係なんですけれども、穂波の図書館を子ども図書館にするというような言葉遣いがされていますけど、それは図書館法に基づくものなのかということをお前から指摘もしておりました。で、図書館法に基づくものであれば、「子ども図書館」とか言わないわけですよ。「図書館」というんですよ。それはさておき、図書館法に基づく穂波図書館ということで充実するというのであれば、いろんな工夫をするというのであれば、特色を持った図書館づくりをするというのであれば、二階の収蔵庫は閉鎖すると言われましたけど、そんなことではなくて、穂波の図書館は子どもの読み聞かせとブックスタートとか言っておりますけど、そういうことも含めてやるんだけれども、あそこに行けば穂波の大事な歴史資料と一緒に見られるというのは、穂波図書館の魅力になりませんか。私はきっと、穂波図書館はそういった点でも充実すれば、利用者はもっと喜ばれると思うんですよ。そういうふうに考えるとね、閉鎖するだとかいうのは最悪じゃないかと思っておりますけど、どう思われますか。

教育長

先の図書館のときにもお話ししましたように、まだ今はそういうふうな子どもに特化したような、そういう図書館にしたらどうだろうかという話が現在あるということで、それを含めましてこれからはどういうふうな形であったらいいかということをお検討していくというこ

とで、先ほどご回答を申し上げました。気持ちは、そういう意見を尊重しながら、あるべき穂波の図書館の姿を考えていきたいというふうに思っております。上の歴史資料館の収蔵庫の話でございますけれども、私は、収蔵庫になっても当然、どこに何があるかというのがわからないと、いろんな面で困るわけですから、当然決められたところに決められたような形で、中に収蔵していくというのは原則だと思っております。ですから、上の収蔵庫になる場所も必要に応じたら、中にどういうふうな資料が入れられてるかということについてもわかるような、そういう収蔵の仕方というのは当然あるべきだと思っておりますので、それも全く活用できないということじゃないというふうに思っております。

川上委員

その仕事は誰がするんですか。

教育長

収蔵庫の管理は歴史資料館が一応、管轄する形になりますので、上の利用等が必要になってくれば、当然、資料館の職員が対応する形になると思います。

川上委員

よく考えてみてくださいね。あなた方は今度のことで、社会教育の観点からいろいろ工夫したということもあるんだけど、財政縮減という点でいうと、前は123万円の清掃費を節約という形が浮き彫りになりましたね。で、今、教育長が言われるように、閉鎖はするけれどもきちんと整理はすると、分類整理をするということになると、一定のメンテナンス費用もかかるし、それから人の手も入る。そうすると、財政縮減には貢献しないんじゃないですか。財政縮減については余り考えずにこれをやっているということですか。

文化財保護課長

財政縮減につきましては、清掃委託料123万円ですね。このほか、人件費といたしまして市の文化財保護課の職員4名が全部関わっているわけではございませんけど、何らかの形でこの穂波郷土資料館のほうに行っているわけでございます。また、平成20年度につきましては庄内の歴史資料室とこの穂波郷土資料館を合わせまして嘱託職員が1人おりましたので、その職員が管理運営をやっているということでございますので、人件費につきましても、上のほうが収蔵庫になりますと削減ができるということで、清掃委託料に加えましてさらに縮減効果は出るというふうに考えております。

川上委員

私は、基本的に現状で穂波の郷土資料館を充実させながら、歴史資料館本体も含めて、児童生徒については入場料を無料にする、穂波の場合はそれを続けるということになりますけれども。それから二つ目は、穂波のものを歴史資料館に統廃合をしなくても、子ども達が歴史資料館を見るのに必要なマイクロバスなどは当然出す、と。それから、歴史資料館本体のほうで、統一的な企画が必要な場合は穂波から借り出す、と。期間はいろいろあるでしょうけど。で、終わればきちんと返すと。ほかの、例えば桂川だとか田川とか言われましたけど、いろんなところとの関係でもそういうことは発展していくと思うんですね。だから、とにかく穂波のものを柏の森に持って行って、そこにずっと確保するという考え方をしないで済むと思うんですね。そのことを私の意見としては述べておきたいと思っております。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員

まさに今の質疑と関連するんですけども、二階を収蔵庫にするということで、違う収蔵庫を見に行ってきました。そしたら、ただの物置のような感じがするんですね。昔の農機具とか、そういうものを置いてあるだけのような気がしますんで、そういうことにならないのか、そういう物置程度になるのであれば、あそこの土地、あの館ですね。200号線・201号線が交

差しているところから近いということで、地の利も考えた部分ではもったいないんじゃないか、ただの物置になるのであればですね。その辺のところのお考えを聞かせてください。

文化財保護課長

ただの物置の収蔵庫になるのではないかなというふうに危惧されているようでございますけれども、やはり文化財保護の立場からいたしましたら、資料の保存、それを将来に伝えていくというのは大切な仕事でございます。ただ物置のように並べて押し込めるとのことじゃなくて、やはり資料は、学校教育とか地域の郷土学習につかまして要望があれば貸し出しも当然やらないといけませんし、点検もやらないといけませんので、分類整理をいたしましてきちっと整理をいたしまして、要望があればすぐ出せるような収蔵をするように計画をしております。また、近くの学校等で収蔵状況がわかるような、中を見たいというような希望があれば中も見学できるような方法をとりたいと思います。ある博物館につきましては、バックヤードといいまして、収蔵状況を見学させるような活動もやっておりますので、穂波の郷土資料館の収蔵につきましてはその辺を十分ですね、考慮いたしました収蔵したいというふうに考えております。

佐藤委員

そうですね、多分飯塚の歴史資料館に穂波の今ある分を移してもですね、貴重な部分はあると思うんです。だから、ただの物置にせずにはですね、やっぱりあそこは人がよりやすいところであります。図書館もありますんで、その分いつでも見られるようにとかする配慮をぜひお願いします。それとあと一点、前回申しておりましたけれども、今、さっき、穎田の図書館が図書室になると、そのところで本がどうしても置けないからということが理由になりましたけども、まさか穂波の図書館が図書室になるときに、そういう蔵書数が置けないなら2階も図書館にして、残すべきだと考えも持っております。その分は全く関係ないでしょうかね。穂波の図書館が図書室になる理由に上を収蔵庫にしたからとかということが関連全くないと言えますかね。その辺だけお聞かせください。

生涯学習部長

現在の穂波図書館につきましては、まだ図書館とか図書室とかの方向性を決めておりませんが、上の方に影響が及ぶことはございません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

歴史資料館条例の一部を改正する条例案は、穂波郷土資料館を廃止し収蔵庫に変えるものであります。穂波地区住民にとっては、地域の大切な歴史資料を遠いところに持ち去られる上に、これまでだれでも無料で見ることができたのに今度は児童生徒を含めて有料になるという不利益も押しつけられることとなります。123万円の清掃費用の節約というなら、知恵を絞れば他の方法で幾らでもできるはずであります。したがって、本案に反対であります。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を省略いたします。採決いたします。「議案第139号 飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:02

再開 16:03

委員会を再開いたします。

次に一時保留しておりました「議案第138号 飯塚市立関の山憩いの森条例を廃止する条例」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

原田委員

今配られましても、目を通す時間はないと思うんですが、わかったところでちょっと見ていただければいいんですが、この中ほど過ぎぐらいに、下のページが手書きのやつがあります。その10ページあたりをちょっと見ていただきたいと思うんです。下のページ数が手書きになっているのがあります。真ん中すぎぐらいですね。その11ページをご覧いただければいいと思うんです。まあいろいろ、こう読んでいただければ分かるんですが、流れとしてずーっとこうきておりましたですね、こういったご意見もあつたんです。この11ページのほうの真ん中以降にありますね。「だから、最初にお伺いしましたよね」と、「この会議の目的は何なのですか」と。「跡地の利用についての話かと聞いたら違うとおっしゃいましたよね。存続を含めて議論ができるかどうかを聞きましたよね。僕らも正直忙しいのですよ」と、「結論ありきの会議ならやめてください」と。「意見を聞いてきなさいと言われて聞いてきましたというそのための手続ですか。違うというのなら観光課の話も出ました。自治会長から子ども会関係者の話を聞いてくれないかという話も出ました。4つぐらい今出たでしょう」と。「それを持ち帰って議論した結果、こういう結果になりましたとなるべきでしょう」と、「それが手続の礼儀ですよ。結論ありきという会議だったら止めてください。僕は帰ります。」で、この方お帰りになったんですよ。要するに誘導会議ではないかということをお方は言われていたんですよ。その前の、私冒頭言いましたように、そういった意見が出ると、こういう反対のですね、その意見というのが抜けているような感じがいたします。文書のつながりがおかしいですもんね。何で抜かしてあるのかちょっとわからないんですけども、こういう形ですよ、あくまでも、その前を見ていただくと、これ手書きのところなんか、いこいの村のことですから大体わかると思うんですが、手書きの3ページ目からですね、話を聞いたら決定ですよ、簡潔に言ったらというようなそういったのが冒頭から出たんですこれ、説明から見てですね。方針というのは条例を廃止することでしょう、それなら決定でしょと。あくまでも決定ありき、結論ありきの会議が最初からきたわけなんですよ、ここで。それを私は資料としていただきたいと、このようにお願いをしたころなんです。とうとうお一人の方はいろんなご意見もありましたけど、こんなことじゃ僕も忙しいから、時間ももたないから帰りますってお帰りになったんです。こういう話の進め方は、私はおかしいじゃないかなと、これまさに誘導会議じゃないですかと言ったのがこのことなんです。この中ですね、黒い点々の間に一つ一つ反対討論みたいなのが入ってたんですけど、ちょっとこれ見るとなくなってますね、なくなったところがあるみたいな気がします。そんなふうに私は取れたんですけどもね、この流れ、ちょっと不自然なところも一部ありますけども。これ、あくまでも結論ありきというふうにこういう意見をおっしゃった方もあるんですけど、この辺はそうじゃないという自信がおありになるんでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 16:08

再開 16:08

委員会を再開いたします。すいません。原田委員にお願いです。質問の趣旨を的確に述べてください。

原田委員

まず、結論ありきの会議ではないかということをお尋ねをしたいと思えます。質問はそういうことです。結論ありきというのは、こういう意見がきちっと出ているわけですよ、ここ

に。結論ありきじゃないですかということで帰られた委員もいらっしゃる。こういうことについて誘導じゃないですかというお尋ねをしているんです。

中央公民館長

結論ありきという会議じゃなかったかというご質問かと思っておりますが、私といたしましては、11月4日の最初の会議の時点から、飯塚市の方針は第1次実施計画に沿って議会に提案いたしておりますということは申し上げております。それで、その後の利活用についてもですね、この会議の中でご意見を賜りたいということで申し上げてきたつもりでおります。

原田委員

冒頭、補足説明がありましたときに、私もちょっとその後に質疑で言いましたけども、この中でバイパスも通って田川や福岡、北九州など便利がよくなっておりますとか、柔軟な発想で物事を見れないかとか、いろんな意見も出てましたですね。これに対しての答弁というのは、このときなかったんです。この結果、そういった答弁というのはされたんですか。最終的には、

中央公民館長

2月4日の日ですね、最後の会議の折に、1月18日にいただいておりました宿題につきましては、ご報告を申し上げます。

原田委員

そのご答弁というのが、わかりにくいんですよ。ここ、いろいろ意見が出ているじゃないですか、また何もないところに企業誘致したりと、こんな非常に不景気の中で先行投資なざる懐が市にあるのならば、生涯学習教育にもう少しお金がかかってもいいじゃないかと思えます。確かに経費がかかっていますが、合併の時に確か庄内地区の中にそういった計画があったかと思えます。庄内地域を合併の際にどう位置づけられたか、もう一度確認していただきたいと思えます。こんな意見だって出ているんですよ。この方が結局お帰りになったんですよ、こういった方。結構言われて。そういったのは議会でも補足説明でもこういった意見がございましたということは、当然おっしゃっていただかなければいけない。何もないじゃないですか。まさに、結論ありき、廃止ありきの論点から補足説明があったから、私はおかしいんじゃないですかと言っているんです。いかがでしょうか。

中央公民館長

確かに、お一人、お二人のご意見の中に、もうちょっと観光施設として利活用したらどうかとか、せっかくバイパスが通って、交通の便が良くなっておるんだからもっと利活用は考えたかどうかとか、そういうふうなご意見は確かにいただいております。しかしながら、2月8日の時点でのおおかたの意見が条例廃止でやむなしというご意見が多うございましたので、そういうことを申し上げたつもりでございます。

佐藤委員

今言われてある2月4日の分の会議録、ないと思うんですよ。その分とか、子ども会関係者とかPTAとか、15団体ぐらい来て17名の方が納得されたとかいう説明があったんですけど、その会議録も付いてないように思うんです。私、そっちの方が大事なかなと思えますので、もし付いていないのであれば資料要求いたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:13

再 開 16:13

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねいたします。ただいま佐藤委員から要求がっております資料については、提出できますか。

中央公民館長

提出できます。

委員長

その資料は本日中に提出できますか。

中央公民館長

二、三十分の時間をいただければ、ご用意できます。

委員長

おはかりいたします。ただいま佐藤委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 15

再 開 16 : 29

委員会を再開いたします。お手元に、佐藤委員から要求がありました資料については配付させていただきました。質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

この会議録を見ているとですね、条例廃止イコール撤去ということではない、とあるんですね。今、私が見てるのは最初に配られたやつです。会議録の手書きの2ページの一番下のほうなんですね。条例を廃止するということは、今のいこいの森の使い方をやめるということでございます、条例廃止イコール撤去ということではございません、条例を廃止した後はどのような方法があるかということ、ぜひ皆様のご意見を賜りながら検討していきたいというのが市の方向でございます、とあるんですね。どうやらこの中では、いくつかの使い方について提案をなされたような記述がございます。資料2・3とかありますよね。提案が五つくらいあったとかいうのも確か書いてあった。ちょっとそのあたりを説明していただけますか。

中央公民館長

委員おっしゃいますように、条例廃止イコール撤去ではございませんということで、資料2はまず譲渡、それから売却、それから移築、そして撤去。もう一つは、嘉穂工業高校による実習を伴った一部移築という五つの案を資料として提出させていただいております。その中から一番、事務局として提案できるものを五つ、案として上げさせていただいております。会議の中ではこれ以外にも、より良い方法がございますればそれを意見としてくださいということで説明を申し上げました。

江口委員

いこいの森については、やめる大きな理由というのは危険だってことだったと思ってるんですね。で、危険だ危険だというお話をなされて、そのお話は第1次実施計画に入ってた。その段階で、本当に危険であるならば今年度、夏の利用はやめるべきだというお話をさせていただいたんですが、今年度の夏は利用していただいているわけですよ。そして、今のお話の中でも譲渡というものがあるわけです。本当に危険なのかという部分で疑問に思ったりするんですけど、会議録ないし資料の中で、そのあたりに関わる部分は、危険性に関わる部分はどこにありますでしょうか。ありましたら教えていただきたいんですが。

中央公民館長

1月18日の議事録の2ページ目の上から8行目ですか。「補足説明いたしますが云々」の中で、廃止する理由といたしましては、ということでご説明させていただいております。

江口委員

ここで書いてあるのは、100年に一度の大雨が関の山に限らずどこも土砂災害はあってるし、これだけの雨が降ったら確かにそういうことになると思うんですが、当然そういった部分になると、ほかのキャンプ場であっても当然閉鎖になって、利用はもちろんできてないと思うんですね。危険性の部分に関してもう少し何かありますでしょうか。

中央公民館長

同じく1月18日の議事録の8ページ目でございますが、一番下の段でございます。「この施設を造るときの趣旨は云々」という中に、今、子ども会がキャンプに連れていくとしたら災害以外にもし事故があった場合に誰が責任を取るのかとかいう下りもございます。あと、ほかの日にちのものにも、毎回この安全の問題のことにつきましては私のほうから補足説明は入れさせていると思っております。ちょっと今、どこがどこかと言われますと見つかりませんけれども、そういうことでよろしく願いいたします。

江口委員

会議録の中についてはそういった状況なんです、それ以外に、例えばこういった状況にあるとかいうペーパーがあるのだったら出していただきたいし、ないのでしたら口頭でも結構です、これこれこういうふうな形でこれだけ危険性があるんだっていうやつをもう一遍ちょっとご説明いただけますか。事例も併せてご案内ください。

中央公民館長

各会議の資料の中に、「施設の災害と被害状況及び整備事業による休場について」という部分の資料も出ささせていただいております。これは冒頭にもご説明申し上げましたけれども、平成13年度が1ヶ月間の休場、大雨による被害、それから15年度が8ヶ月間休場、これも7・19でございます。それから、平成17・18年度は県の治山事業による休場、これがそれぞれ3ヶ月、7ヶ月の休場、それから昨年、平成21年度の7月24日の大雨による被害、これは約1ヶ月間の休場ということで、ご説明はさせていただいております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

この議案は、関の山いこいの森キャンプ場を廃止しようとする議案であります。従来、その理由について安全性の確保が心配だ、と。それから利用状況についても増加が見込めないということが述べられてきましたけれども、これについて根拠が薄弱ということが明らかになったと思います。私はこの際、議案は撤回されるべきだというふうに思います。よって、反対であります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

原田委員

私も反対の立場から討論をさせていただきます。まず第1に、廃止ありきということで、この有効活用という面からは全く活動がなされなかったというのが非常に問題であると考えております。いろんな形で、今までこの公の施設の委員会の中でご意見がいろいろと、滔々と出されました。まずPRの問題、それから利便性の問題、様々なことがあります、何ひとつ解決したとは私は考えておりません。何度も私も申し上げておりますが、これを未来永劫に残すということは、毛頭考えてはいないわけでありまして。ただ、やるべきことをきちんとやって、そして、これはどうしようもない、もう老朽化してきた、そういった問題が出てきて様々な問題が蓄積されたときに新たに考えればいいのではないかと考えております。壊すのはいつでもできるんです。ただ、有効活用しないうちに、そういう計画もないうちに、ただ廃止ありきで進むのはいかがなものかと思っております。以上の理由で反対討論といたします。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第138号 飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」について、議案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「公共指定等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

平成21年11月13日に開催されました特別委員会において資料要求がございました資料を今回提出させていただいております。提出資料の補足説明をいたします。まず、はじめに「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」の平成21年度中に実施、決定、計画策定を行う施設の進捗状況についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。2ページにかけて区分ごとに施設名、進捗状況、所管課を記載いたしております。所管課を中心としまして、実施計画の方向性に基づいて内部検討委員会、関係部署をはじめ、関係団体、地域団体、利用者等と協議・調整を行っております。なお、施設ごとの進捗状況の説明は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。内部検討委員会の開催状況でございますが、5ページにかけて、4つの検討委員会ごとに開催状況を記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。6ページをお願いいたします。公共施設等の総資産価値ということでしたので、平成20年度末現在の公共施設等の残存価格一覧表を作成いたしております。施設を中分類、小分類に分け、施設数、残存価格を記載いたしております。合計でございますが、709施設で残存価格は700億24万5千円となっております。7ページをお願いいたします。公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方について、実際に実施に至るまでの基本的な流れの主なものを記載いたしております。譲渡、移譲の場合でございますが、まず、有償、無償の判断をいたしまして、有償の場合は、譲渡金額、減免・延納の是非を検討し、決裁を受け実施することといたしております。無償の場合は、「飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条に該当しないものにつきましては、議会に議案を提案し議決後実施することといたしております。なお、地域関係団体等の公共的団体に施設を移譲等を行うことが今後予想されますが、当該条例を一部改正することにより、議決を得ずに無償又は減額譲渡等が可能となります。8ページをお願いいたします。貸付け、貸与の場合でございますが、有償の場合、貸付金額、減免の是非を検討し、決裁を受け実施することといたしております。無償の場合、公共的団体が公益事業等に利活用する場合は、議決事件には該当しないことから、決裁を受け実施することといたしております。9ページをお願いいたします。基本的な考え方の中で使用しています語句の解説でございますが、「特定の公共的団体」、「特定の公共的団体等」、「特定の公共的団体以外の公共的団体」として想定される主なものについて記載いたしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

学校施設等再編整備対策室主幹

同じく11月に資料要求がございました穎田小中学校建替に伴う複合化、多機能化施設等についての資料についてご説明申し上げます。資料をお願いいたします。穎田小中学校建替に伴い複合化等をする施設につきましては、教育委員会事務局関係各課等で協議を行い、その他検討経緯の欄に記載してありますとおり、学校再編整備複合化多機能化等検討会等において協議を重ね、学校給食施設、地区公民館、児童センターを複合化する方向で基本決定し、現在詳細について関係各課で詰めてるところでございます。また、2の地元との協議経緯に記載してありますように、自治会長会や穎田まちづくり協議会教育専門部会の皆様方に建替についての概要を説明し、その後保護者、地域の方や公民館の利用者及び学校現場などのご意見を直接聞くために、穎田小中学校建替に関する地域教育会議を市民協働の理念に基づく無報酬の市民会議として設

立していただき、貴重な意見を伺っているところでございます。諸都合により12月、1月は開催できませんでしたが、今月中旬に第4回目の会議を実施し複合化する施設等について保護者の皆様方などの貴重な意見を伺うこととしております。穎田については以上でございます。続きまして、本日配布させていただいております「飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート調査について」を説明させていただきます。まず本日配布しています資料の確認でございますが、保護者一般市民向けに配付しています小中学校再編整備等に関するアンケート調査のご協力をお願い、飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート及び教職員向けの小中学校再編整備等に関するアンケートのお願いの3種類でございます。アンケートの調査概要についてご説明申し上げます。今資料の説明で申し上げましたとおり、アンケートは保護者一般市民向けと教職員向けの2種類を作成いたしております。内容につきましては、基本的には同じ内容としておりますが、保護者一般市民向けにつきましては回答を選択方式とし、教職員向けにつきましては記述方式といたしております。調査対象者数につきましては、市内の私立、市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校の全保護者約12,000名と無作為に抽出しました一般市民の方が約2,000名及び飯塚市立小中学校の教職員約700名の合計で約14,700名を対象といたしております。次に調査期間でございますが、今月1日から今月末までとしております。次に配布回収の方法でございますが、保護者、教職員は保育所、幼稚園、小中学校それぞれの学校等において配布回収をお願いしております。また一般の市民の方につきましては、郵送により送付返信をお願いしております。次に集計分析につきましては、委託先において回収できたものから順次集計を行い、3月末までに最終集計分析し、その結果報告書の納品というスケジュールになっております。この結果につきまして、市民の皆様方への公表はスケジュールの都合で、4月1日付の市報等には間に合いませんので5月の市報および市ホームページへの掲載を行う予定としております。またこのアンケート結果につきましては、本委員会の報告は勿論でございますが、校区単位等で説明会などを実施する予定としております。次にアンケート内容につきまして簡単にご説明申し上げます。大きな質問項目は全11問、これに付随します質問を加えますと全34問の質問数となっております。また最後に学校再編等に対する自由に意見をいただく欄を設けております。保護者一般市民向けでその概要を説明いたしますのでアンケートをお願いいたします。1ページにつきましては、回答者についての基本的な項目についてお聞きしております。次に2ページ以降につきましては、質問項目の前にそれぞれ質問項目に対応した事項の現状、メリット、デメリット及び教育委員会の基本的な考え方などをお示しし、各質問を選択方式で回答していただくこととしております。2ページの問1で学校施設について、3ページの問2で学校の再編整備について、4ページからは再編整備の検討に必要な諸課題についてお聞きし、5ページの問3では複式学級について、6ページの問4では少人数学級について、7ページと8ページの問5と問7で小規模な小学校、中学校について、7ページと9ページの問6と問8で小学校、中学校それぞれの通学距離とその方法について、10ページの問9においては通学区域と自由選択制度について、12ページの問10においては小中一貫教育について、13ページの問11においては学校施設の複合化、多機能化についてを質問いたしております。また最終14ページに先ほど説明しましたとおり、再編整備等について自由に意見を記入する欄を設けております。また別冊で小中学校再編整備等に関するアンケート調査のご協力をお願いを配布いたしておりますが、これにはアンケート協力をお願いとアンケートを回答する上で必要な資料を掲載いたしております。以上で、甚だ簡単ですが、現在実施しておりますアンケート調査についてのご報告といたします。よろしくお願ひします。

委員長

説明が終わりましたので、公共施設等のあり方全般に関する質疑を許します。はじめに、質問通告をされております川上委員に質疑を許します。

川上委員

通告に従い質問いたします。小学校と中学校について、ただ今のアンケートの説明のありましたけれども、まず、学級編成の現状、4月以降の見通しがどうなっているのかお尋ねします。

学校教育課長

本年4月以降の学級編成の見通しは、小学校1年生から3年生までは35人以下学級編成を実施いたします。これに伴いまして、小学校7校で10学級の増という予定でございます。小学校4年生から中学校3年生までは、国の規定どおり40人以下ということで編成をするように予定をしております。

川上委員

10学級増ということですね。それを、常々私、少人数学級をさらに進めるとどうなるかということで、第2プランを持つべきではないかと申し上げておりましたが、さらなる少人数学級化ということになるとどのようになるか、試算がありますか。

学校教育課長

二通りの試算をしております。小学校4年生から6年生まで、つまり小学校全部に35人以下学級を広げた場合には、さらに16学級の増となります。これを中学校までに広げた場合には、中学校だけでも11学級の増となります。このケースでいきますと、35人以下学級を小一から中三まで広げると、全部で27学級増となります。また、もう一点、昨年度から30人以下学級というような考え方もできるのではないかとのご指摘も頂いておりましたので、30人以下学級で試算をしますと、小学校1年生から3年生まで、14校で24学級の増となります。ですから、現状よりもさらに14学級増ということになります。4年から6年までにこれを広げますと、小学校全部で52学級増、さらに中学校まで広げますと、加えて23学級増ということに、2月1日付の児童生徒数の調査結果ではなる次第でございます。

川上委員

そうなりますと、一学年、文科省の標準クラスが一学年3クラスというわけですね。に対して、本市の実施計画では、なぜか3学級「以上」というふうになっているんですけれども、その問題を指摘しながら、さらなる少人数学級を図れば学校の統廃合については別のプランが立ってくるというふう思うわけですね。前回までに皆さんは、素案のたたき台を9月、教育委員会及び代表校長会に示したということでしたけれども、この素案のたたき台ですね、そのとおりに実施したとした場合の事業費、予算はどの程度になると考えられるか、お尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

今のご質問は、再編整備をしたら市としてどのくらいの経費がかかるかということだと思いますが、まず再編整備に必要な経費といたしましては、例えばA小学校とB小学校が統廃合した場合に不測する教室の増築等の建設費用、また、場合によってはスクールバスの運行が必要なることもありますのでその費用、そして、新たに移設などして新設した場合には、先ほどの建設費用と別に土地の取得費用がかかるというふう考えております。当時、策定する際に教育委員会事務局でもその経費等についても検討いたしておりましたが、昨年現在の各学校の生徒児童数から試算いたしますと、これは片寄せの場合でございますが、その場合はほとんどが、片寄せしてもクラス数の増加はないと見込んでおりましたので、先ほど申しました増築等にかかる経費については、ほぼないというふうな試算をしておりました。また、スクールバスの運行経費につきましては、現在、民間に委託してスクールバスを走らせておりますが、方法としまして市がバスを直接保有する、またはリースによって借り受け、運行するというようないろいろな方法がありますが、現在の方法で試算しますと、現在、一個2ルートで約600万円程度かかっていますので、1ルート300万円として計算しますと、素案策定時には11ルートが増加するというふうな計算をしておりましたので、約3,300万円の増というふうな計算をいたしておりました。また、敷地等の問題で移転が必要な学校としましては、第1次実施計画に

おきまして鎮西中学校を検討するとしておりましたので、その費用につきましては、まず土地の問題がございます。移転する場合、土地を購入する必要がありますが、場合によっては市有地ということも考えられますので、仮に民地であるとしたならば敷地面積が3万から5万㎡程度必要でございますので、例えば田であれば1㎡1万円程度で5万㎡でいくらになりますというような試算は行っております。以上のようなことで、各学校を統廃合した場合も、それぞれのシミュレーションを行っていますが、全体の総合計ということでは計算をいたしてないので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

川上委員

それは、当面必要になる耐震補強とか、あるいは、この際、建て替えというようなことは含んでいないということですね。それで私は、そこまで検討されておるかどうかわかりませんが、さらなる少人数学級による第2プラン、恐らくは、今あなた方が素案のたたき台でお考えのようところまで統廃合しないプランですね。ほとんど今のとおりということが、第2プランでいけばできると思うんだけど、それについても、先ほどは考慮していないということだったんだけど、耐震補強の問題とかですね。場合によっては建て替えとかについて、事業費の試算をしてみることは必要ではないかと思うわけです。いずれにしてもそういうことなんですが、ところで、今の素案のたたき台によって教員定数がどのくらい減ずるという見通しか、お尋ねします。

学校教育課長

学校再編のプラン、1プランについて、教職員の数がどれだけ減ずるかという数字は、すみません、持ち合わせておりません。

川上委員

そういうことはないんじゃないですか。今、素案のたたき台を作った段階で、先生方の定数がどれ位減ることになるのか、その定数については教育委員会、県教委が持っていかないで、飯塚市で再度そのまま雇用してもらいたいという運動をしていいと思うんですよ。そういう意味で、県教委がどのくらい浮くというのを、要求するかどうかわかりませんが、聞いてくるでしょ。だから、あなた方がその数字がまだわからないということはないと思うんだけど、本当にわかりませんか。

学校教育課長

本当にわかりません。今、ご質問の中で、再編を進めたときに前段階よりも余裕が出た教員については、そのまま市町村採用にしてくれるというようなことは、今、小中一貫校が進んでいる他地区の状況を見ても、学級数に応じての教職員定数配置となっておりますので、予想は立っておりません。ただ、校長が1人なのか2人なのかとか、養護教諭の配置等についての定数については、今、ご質問者おっしゃったとおり、どのような活用をするのかという相談になりますが、一般の教員定数については現状、学級数に応じてという形になっております。この10年間に、被雇用者の場合ですね、正規労働者が大幅に減って、派遣労働者をはじめとする非正規労働者が急速に増えているということで、大企業は内部留保を大きくして、いいんだけど、雇用者報酬は大幅に減っていくという、この10年で1割、27兆円も減るような状況で、工場がどうなっておるのか、会社はどうなっているかというのはトヨタのリコール問題その他、見てもわかるんだけど、教育の分野ではどういう事態が起きているのかということも考えないといけない。任期付きの市の教員を採用したりもしておるんだけど、今度のボーナスはカットということになったんだが、教育の内容が非常に難しい。それで、一定規模の少人数化が進まない中で、先生たちが悩んで苦しんでいるという実態があるのは、皆さんご存知でしょ。で、体を壊し心も傷ついていくと。それで、深刻なことも起きてきているわけですね。それで、ぜひ、子ども達はもちろんだけれども、教職員が夢や希望を子ども達と語れるような教育環境をつくる必要があると思うんですよ。私は、先ほど子どもの貧困のことも申し上げまし

たけれども、今、学校の再編問題で考えるなら、さらなる少人数化かというのを真剣に急いで考えなければ、この先、学校現場でどんなことが起こるかわからない。だから、真剣に第2プランについても、少人数学級、小規模校の大事さを真剣に考えていく必要あるだろうというふうに思いますので、このことについては意見として述べておきます。

それから、通告の穎田高齢者福祉センター、筑穂老人福祉センター、一つ飛びまして忠隈住民センターについては、浴場は廃止ということを含めた見直しが進んでおりました。それで、私はあなた方が廃止する際に、ここを日常的に利用している一人一人の高齢者が仮にもですね、お風呂に入れないというようなことがあってはならないということを申し上げておったんですが、それら含めて、現状がどうなっておるかお尋ねしたいと思います。

高齢者支援課長

穎田高齢者福祉センターは平成22年度末で公の施設としては廃止となりますが、平成23年度からは現行どおり、高齢者の健康、生きがい交流づくりと浴場の機能を継続しながら、地域コミュニティ団体に貸与するというふうになっております。この地域コミュニティ団体の設立につきましては、穎田地区の自治会長会が中心となって設立に向けた取り組みをされているところであります。この地域コミュニティ団体につきましては、昨年5月に開催されました自治会長会役員会に、地域コミュニティ団体が設立された場合には穎田高齢者福祉センターを貸与し、浴場の運営を含めてお願いしたい旨のご相談をしたところであります。また、利用者の方につきましては、昨年、数回ではありますが、穎田高齢者福祉センターの今後についてのご意見などをお伺いしたところであります。

続きまして、筑穂老人福祉センターでございますが、筑穂老人福祉センターは平成26年度末で廃止することとなっており、現在、指定管理者である社協と作業部会を立ち上げまして廃止後の施設の利活用の対応策や代替施設等について検討をしておるところでありまして、平成24年度までに関係団体や地域の方と協議をし、決定をしたいと考えております。筑穂老人福祉センターにおきましては、まだ地域の方とはお話しをしておりませんが、穎田高齢者福祉センターと同様に利用者の方のご意見を聞きまして、併せて地域住民の方、関係団体と協議いたしまして、その方向性を決定したいと考えております。

社会・障がい者福祉課長

忠隈住民センターにつきまして、現在の検討状況をご説明いたします。忠隈住民センターにつきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますが、管理に要する経費が年間1千万円以上を要することから、第1次実施計画におきましては平成22年度の指定管理期間満了後に地元は無償で移譲し、土地は無償貸与となっておりますけど、必要な経費を財政支援することといたしております。また、地元のほうがそのことを希望しない場合は、平成21年度末までに施設のあり方について再度検討し、決定することといたしております。このようなことから、地元の10自治会の会長と昨年1月及び7月に協議をいたしました結果、その中の主な意見といたしましては、忠隈地区は特に高齢者が多く、人の問題もあるため地元で管理することは困難である、施設を維持管理する財源や技術もなく、地元で施設を所有することも無理がある、また、年間1千万円の経費ではこのまま存続することは難しいと思うが、地元のシンボリックな施設であり地域コミュニティの場となっている、地元としてもできる限り協力をするので、小さなお風呂を造るとか利用日や利用時間を制限するとか、何とか存続してほしい。また、代替案といたしまして、お風呂のない世帯はお風呂を設置すること、隣接の民間施設の利用等については現居住地のスペース的な問題、また高齢者世帯での火災の心配、また交通事故などの心配がある。このような意見が出されまして、現時点では地元への移譲という方針については難しいと考えております。このため、現在におきましては施設の移譲から施設を地元へ貸与するという方針に切り換えまして、また忠隈住民センターが、地域が行う福祉まつりや会議等の活動拠点として地区公民館的な役割を担っていることから、運営母体を地域の

活動団体とした中で、施設の運用の縮小、浴場の管理業務を別途業者に委託する、必要な財源を協議のうえ市が支援する、このようなことについて現在、検討を進めております。今後は、忠隈住民センターの利用日や利用時間の見直しの検討を行いながら、地元自治会、地域団体及び関係各課と協議を進めまして、できるだけ早い時期にその方向性を決定してまいりたいと考えております。

川上委員

一つ戻ります。116ページにあります保健福祉総合施設。穂波、庄内の関係ですが、入浴施設を廃止含めて検討ということだったんですが、その理由が民間施設との競合ということで、ほんとに競合するののかということをお尋ねしておりました。アンケートなど取って調べてはどうかという提案をしておったんですが、アンケートを取られたように聞いております。そこで、その結果をどう見ておるのか、お尋ねしたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

民間施設は役割分担や利用実態等を総合的に快適に整理し検討するということに対しまして、利用実態の調査を目的として庄内保健福祉総合センターと穂波福祉総合センターの両センターの浴場利用者を対象としたアンケート調査を昨年9月に実施し、その結果を取りまとめしております。内容といたしましては、大きく、利用者の居住される地区とか利用される頻度、そして利用される理由、この三つの大きな視点についてお尋ねをし、約1ヶ月間実施しました結果、庄内保健福祉センターのほうで184名、穂波福祉総合センターのほうで150名、合計で334名の利用者からの回答を得ております。利用者の居住地区と利用頻度につきましては調査結果のほうに取りまとめしておりますが、利用される意向の状況といたしましては、主な理由を九つの項目を提示し、重複回答を可能として調査をいたしております。調査結果の結論から言いますと、施設の利便性、それから低料金など、民間施設と競合する部分と公共施設としての持つ地域コミュニティの場、またくつろぎや安全・安心感などの民間とは競合しない部分の両方の面を併せ持つものと考えております。このため、民間施設との競合というよりは、多目的ホールやトレーニング室など他の施設利用や施設で行われておりますサークル活動と併せまして、この浴場より有効に活用する必要があると考えております。また、福祉総合センターの浴場につきましては穂波の身体障がい者用の浴場施設、また庄内の高齢者デイサービスでの浴場利用など、民間の浴場にはない福祉的な目的の部分もございますので、今回の調査結果を含めまして利用者や地域の意見等を十分聞きながら、今後、関係各課と協議を進めてまいりたいと考えております。

川上委員

ぜひ公的役割を強めていただきたいと思うんです。市場原理主義の中に公的役割を投げ込むかのような閣議決定を引っ張り出してきて、対象外ですよ、もともと。それを引っ張り出してきて、探さなくてはわからない位の民間施設との競合、これを口実にして浴場廃止を含めて検討すると、いまだにうたっているわけですね。時代遅れも甚だしい。これについては、「浴場廃止を含めて」というのは削除していくべきだと思います。それから、原油高騰の関係を理由にして利用時間を縮減していた時期があるんですけれども、思い切って利用者のためにということで利用時間を回復されました。私は数少ない英断だと思っております。その後、利用者はどのように喜ばれておるか、その他について影響を伺いたいと思います。

社会・障がい者福祉課長

今、質問委員が言われましたように、平成20年5月頃からの原油高騰により、20年10月から21年5月一杯まで穂波、それから庄内、それから忠隈住民センターの浴場の利用時間を短縮して行っております。この結果、一定の燃料費等の節減効果は図られましたけど、その後、燃料費の低下に伴いまして、短縮期間に発生しておりました夕方時において非常に混雑しておったような問題もありましたことから、利用者の利便性を回復させるために開場いた

しております。この間の状況といたしましては、まず穂波の福祉センターにつきましては、だいたい例年、5%前後利用者が増加してございましたけど、時間短縮に伴いまして利用者の伸びが非常に少なくなっております。しかしながら、6月から解除した後、7月頃から利用者の増加傾向が見られまして、例えば今年の1月と比較しますと、平成19年度、時間短縮をする前の、平成19年度の利用状況を3%以上、上回るような利用状況まで回復いたしております。また、ハーモニーにつきましては同じく6月から解除いたしまして実施いたしましたが、8月・9月に一部ボイラー等の故障がありまして浴場を一部使用できない期間がありましたので、実質的にはだいたい10月頃から回復傾向にあり、1月には、同じく平成19年度、時間短縮を行う前の年度の同じ時期の1月の利用状況を上回った利用者が来られております。それから忠隈住民センターにつきましても、時間短縮を解除した後、6月に同じようにボイラーの故障がありまして、約1カ月近く休業いたしましたが、その後も順調に回復し、同じように1月には、平成19年度の利用者数を上回る利用状況となっております。利用者の反応といたしましては、指定管理者等から、また現場職員等から、窓口等で喜ばれていたという報告は受けております。

川上委員

126ページの保健センターなんですが、今日、資料が提出されております。平成21年8月1日から飯塚保健センター、その他、移転統合したと書いてあります。クーラーのきかない、あるいはききにくい保健センターから新しいところに移転したんですが、手狭ではないかなという気がするんですけども、そのようなことはありませんか。

健康増進課長

平成21年の8月1日から穂波庁舎の3階に、統廃合いたしまして移転をしておりますが、従来は穂波の保健センター、庄内の福祉総合センター、それと西町の飯塚保健センターに分散しておりました。その大部分が西町の飯塚保健センターに行ったわけですけども、今回の3階の部分につきましては部屋もかなり広うございますので、先ほど委員がおっしゃったように手狭な状態ではございません。

川上委員

移転の時期の問題についてなんですが、ちょうどこの頃ですね、新型インフルエンザに対する対応が徐々に、あるいは急速に国・県の責任で一定の混乱も伴いながら対応に追われた時期だと思っただけですけども、この移転時期に重なって混乱をしたということはありませんか。

健康増進課長

確かに、8月時点で徐々に新型インフルエンザの感染が拡大しておりましたが、その時点ではまだ国、県からの情報を市民の方に広報するという活動が主なものでございました。その部分につきましては本庁のほうで対応いたしておりましたので、混乱はありませんでした。

川上委員

もともと本庁健康増進課と各センターがばらばらだったんですが、移転統合したといっても本庁健康増進課とはそれなりの距離があるわけですね。これについて、矛盾はないですか。もう少し言いましょ。健康増進課の機能を保健センターに一部移転というような必要性は感じられないか。

健康増進課長

現在、本庁の健康増進課でやってる事業といたしましては、国民健康保険、後期高齢者、乳幼児、そういったものを担当しております。保健センターのほうでは健康づくり事業と感染症の予防と、そういったちょっと違いがございますので、そこが別のところにある不都合というのは、そんなに感じられておりません。ただ、事務連絡をする部分で、いちいち本庁と穂波の保健センターでの行き来になる分は、時間的なロスはあるのかなとは思っております。

川上委員

143ページの市営住宅についてです。管理の民間委託の問題について、つまりは指定管理者制度の導入について、市長から提案があって議会は昨年否決したところなんですけれども、その後、皆さんのほうでこの指定管理問題を含めてですね、民間委託について検討されていることがあるのかなのか、お尋ねしたいと思います。

建築住宅課長

市営住宅の指定管理制度の導入につきましては、昨年、条例の改正を上程させていただきまして、当特別委員会でご審議をいただいたわけでございます。その中でたくさんのご意見を頂いておりますので、指定管理制度につきましては一からの見直し、また十分な内部検討をしていく必要があると考えておるところでございます。

川上委員

当面の建て替え予定のある住宅はどこですか。

建築住宅課長

建て替えにつきましては、今、新弁分団地を建て替え中でございますが、次に建てかえ予定といたしましては、相田団地を予定しております。

川上委員

近年、新しく建てたところ、それから当面建て替える予定のあるところ、相田団地ですね。それだけでも指定管理にしようというような考え方はないですか。

建築住宅課長

現時点ではそのような考えはございません。

川上委員

市営住宅の管理について、民間に任せることがどれだけ不都合があるかということについては、共産党としても指定管理者制度導入の折に展開したところです。で、あなた方が実施計画の中でこの方向をうたっている以上、今後、再び指定管理者制度、規模を小さくしたりいろんな工夫をして提案されるのではないかと心配するわけですね。もう二度と、指定管理者制度を導入しないというようなところまでは教訓は深めていないわけですか。

建築住宅課長

先ほども申しましたように、現時点では指定管理制度導入については考えておりませんが、委員の皆様方からのご意見の中で個人情報保護の問題、それから入居者の安心とか信頼とか、そういう問題、それから指定管理したときの地元の受け皿があるのか、というような課題も多いことから、今後も調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

川上委員

もともと、ほかの分野でもありますけれども、実施計画に書いてあることだからやらざるを得ないというような思いで、皆さん方は取り組んである面もあると思うんですね。で、やっぱり実際にやってみて、住民の皆さんからの批判を浴びて、あるいは公共の福祉の増進にかみ合わない、あるいは逆行するというようなことが明らかになった場合、とりわけ提出議案が否決されたりした場合については、引っ込めておくというだけではなくて、実施計画そのものが否定されたわけだから、抜本的に見直して実施計画にも手を付けていくということが当然必要だと思うんですね。それは、私は皆さん方の職責ではないか、決めたものは変わらないというわけにいかないというふうに思うわけです。

次に、193ページの地方卸売市場の項目に移ります。水産、青果、花卉ということがあるわけなんですけれども、それぞれの施設の耐用年限が気になるわけです。で、私は、必要ならば一定の手を尽くしてですね、耐震補強も含めて延命する必要があると考えるわけなんですけれども、現状どのように認識されているか、お尋ねをいたします。

農林課長

ご承知のとおり、この飯塚卸市場につきましては昭和43年、44年におおむね国庫補助を

受けて建てられたものでございまして、内容的に、法的な償却でいきますと38年から40年ぐらいが償却年数でございまして、事実上、現在おおむねの建物が過ぎてるわけですが、幸いにも建築当時、鉄筋とか木造の部分じゃなくて鉄骨づくりで建築されております。その分で、合併前から各種、必要などところにつきましては補修とかやっております、今日まで来ているというところではございまして、今後につきましてはできるだけそのような方向で、当地内に管理事務所を置いておりますので、管理事務所の見回り点検等を含めまして十分な点検等を行いまして進めていきたいというふうに考えております。

川上委員

施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の当面の必要性はないということなんですね。

農林課長

償却年限、年数を過ぎておりますので、全く必要ないかということでございましたら、通常であれば建て替え等を検討とかいう形になってくるところではございますが、現状の点検等でこのまま継続して使用が可能という判断を持っておるところではございます。

川上委員

実施計画と全く違うことを答弁されたわけですね。それで、この民営化問題です。民営化問題を言いますと、あなた方は現在の卸売会社単独か、共同管理会社に、話が決まり次第民営化を進めたい、進めると言われていたんです。で、スケジュールは、もう今年の4月から進めるといったことだったんですね。現状どうなっていますか。

農林課長

資料にも示していますとおり、関係卸売会社、卸売組合関係機関と、ただ今協議中ではございます。

川上委員

それで、卸売会社のうち、あなた方が特別扱いしてきたのが新筑豊青果なんですね。なぜ特別扱いをしてきたかと、事情がわかりません。わからないんですけど、この株式会社140万株のうち、本市が41,580株を持っていることがこれまでの委員会の中で答弁がありました。で、この会社が単独か中心になって、水産あるいは花卉を含めて共同管理会社をつくるのかなというような答弁だったのではないかなと思うんですが、2月1日付けでこの筑豊青果が、大分中央農産、後藤春男社長と書いてありますけども、後藤春男社長と持ち株会社アインバンドホールディングスというのを設立しました。それで、この新筑豊青果というのは、このホールディングスの完全子会社になったわけですね。で、齊藤市長はこのホールディングス社の株主になってるわけですね。それで、このことが今後の民営化問題にどういう影響を与えていくのか、どうお考えなのかお尋ねします。

農林課長

その前に、冒頭に委員が言われました民間移譲の場合の筑豊青果が中心になって管理組合というような答弁ということでございましたが、そのときの答弁は、そういう形も、受け皿となる共同会社もありますし、それぞれの現卸売会社がそれぞれの開設権を持つという、それが一番、管理監督をします県の許可がすぐ下りるということでございますので、改めてその分を説明しておきたいと思っております。それから、新筑豊青果がホールディングスになった関係で民間移譲にどのような影響を与えるかということでございますが、現段階では新筑豊青果と交渉しているわけではございますので、それがアインバンドホールディングスという株式会社、持ち株会社に移行したことに関わって、何ら影響は、その件の協議において影響はないというふうに考えております。

川上委員

果たしてそうでしょうか。新筑豊青果のホームページにはですね、本格的にこの分野で仕事を進めていく条件ができた勝ち誇ったように書いてるわけですよ。そこで、前回11月

13日の当委員会で、新筑豊青果が昨年、担当課長を通じて飯塚市保有株を売却してもらいたいという申し出をしておいた事実を明らかにしたわけですが、市長はそのことについて事実上、調査をする、確認するという答弁をされたんですね。株主だし。それで、調査されたと思うんだけど、その新筑豊青果、松本久雄社長がどういう意図で飯塚市の41,580株、取得したいと言ったのか、調査の結果をここで聞かせてください。

農林課長

前回にもご答弁しましたが、公式には、正式には市のほうに譲り受けたいという申し出はあっておりませんので、そのことをもう一度繰り返しておきますが、そのときにどういう意図であったかということで新筑豊青果にお話をお伺いしましたところ、市だけじゃなく現在発行済みの株式を、譲渡できるものは譲渡の申し込みをしている、と。市に対しては当然、まだ正式に申し込みをしてないわけですが、その理由としましては、新筑豊青果全体の株式が今、140万株ほどございます。その株の、それぞれ190人ぐらいの方々が出ておられるわけですが、一つは株主数を整理することにより円滑な会社運営を図ることと、もう一つが、もし今、譲渡の申し込みをしているところの受け皿として、社員の持ち株会に保有をしている、と。これは、持ち株会に利益が還元されるとなれば、社員全員に公平に利益が還元され会社の利益イコール社員全員の利益となることから、必然的に社員の勤労意欲が増し、企業運営に対し相乗効果が生じることと考えているということでございます。

川上委員

それは、社長がそう言うかもしれませんが。しかし、飯塚市の株を買いたいということですから、飯塚市が保有している株を買いたいということですから、そんな生易しい話じゃないでしょう。もともと飯塚市が保有している株は、昔から持ってるわけじゃないわけでしょう。これ、仲買人さんたちの株を飯塚市が、彼らに言わせれば半強制的に買い上げたものというふうに言われてますよ。だから、飯塚市が放出するのであれば、自分たちに返してもらいたいというふうに言われてるわけです。だから、そのことはちょっと置きますけど、だから、飯塚市が今年度末で出来るだけ早く民間に移譲したい、で、主な相手は新筑豊青果ということで交渉してきたわけでしょう。その交渉がまだ本格化する前から新筑豊青果はこういう、ホールディングスをやろうという準備をしておったんじゃないですか。それであなた方は、仲買人さんも含む関係者との説明会とか懇談会の中で、とにかく2月1日までには飯塚市としては決着をつけたい、民営化を図りたいと言ったことはありませんか、経済部長。

経済部長

私も、仲買人の組合の方に民間移譲に対するご説明をしに、同席をしておりますが、本年の2月1日を目処に民間移譲を図りたいということを行ったことは、一切ございません。

川上委員

私は、市の幹部が2月1日とは言わないけど2月から実施したいというふうに言ったという話を聞いております。ここは水掛け論になるかもしれないけど。それが、アインバンドホールディングスの設立と重なるわけですよ。それで、これは、あなた方は12月に新聞に載って初めて知ったことなのか、それとも、これこれこうだから飯塚市の株を買いたいと言われたのか、部長、そここのところ答弁してください。

経済部長

その2月1日というのがですね、この持ち株会社の設立の日と一致するということから、委員が申されていることは私としても理解いたしましたが、この持ち株会社設立につきましては、臨時株主総会の招集通知ということで昨年の暮れに通知が来ております。でありますから、その時点で私どもは、こうした持ち株会社を設立したいという意図を持ってあるということは承知をいたしました。がしかし、委員ご質問の、仲買人の組合に対する説明会はそれ以前、7月頃からの時期から行ってございまして、その時から私が冒頭のご挨拶の中でも申し上げてきたこ

とは、皆様のご理解を頂いてこうした民間移譲の手続を進めていきたいということで、終始一貫してそういった説明をしてまいってきております。

川上委員

もともとの実施計画では、4月から遅くとも民営化するという事になってるんで、普通に考えると2月頃には協定も結ばないといけないというようなことになるのでご理解いただきたいということで、必然的に今年の4月に向けて集中するというのは、あり得ることです。しかし、飯塚市保有の株を売ってもらえないかとの打診があったのは、その7月以前じゃないですか。そのときに新筑豊青果側から、先ほど答弁があった事実とは違って、この会社の設立について相談があったのではないかと心配するわけですよ。そういう事実は一切ありませんか。

経済部長

先ほどもご答弁申しましたように、臨時株主総会招集の通知とほぼ同時期に、こうした持ち株会社を設立したいというご説明は新筑豊青果のほうからございましたが、それ以前はございません。

川上委員

そこでインバンドホールディングスの株主になったわけですね、本市が。これはどういうことになりますか。飯塚市がそういう会社の株主だということについて、今後。

農林課長

持株会社の設立が双方の株主総会で了解のもと共同の持株会社ができたということでございまして、通常の市場における商法上の取引で新たな会社ができたこととございまして、その株主総会の議決をもって、市の保有株がインバンドホールディングの名義へ変わるということとございまして、そういうこととございまして。

川上委員

そこで、先ほどこの41,580株の由来についてはお話をしました。それで、もともと保有されていた方々の気持ちも今お話ししましたね。飯塚市が、この卸売市場の運営についてきちんと責任を負う。いろんな意味での調整も図れるように補償のひとつとしてという口実で取得したわけでしょ。ですから、私はこの41,580株、激動の状況になってるわけですから、卸売市場は、もともと個人消費が冷え込んで物が動かない、売れない、売れても赤字という状況中で、必死の思いで皆さん仕事してるんだけど、そういう状況の中でこういう形が出てきた。このときに飯塚市が仮にも自分たちばかりではないけれども、保有する株を新筑豊青果に売却してしまうと、譲渡してしまうということになると、大変な影響を与えると思うんですが、それはどう思われますか。

農林課長

何度も繰り返しますが、公式に正式に譲渡の申し出があったわけとございませぬので、市が保有して株数で41,580株額面50円とございませぬが、この株をどのように新筑豊青果さんに売却するかという検討も入っておりませぬし、仮に申し出があった段階で市がこの株を手放そうという答えを考えましたら、どういう形で売却するかは検討をするような形になるかと思ひます。それで売却先につきましては、仮に筑豊青果さんから申し込みがありまして、筑豊青果さんに対する売却が決定するかどうかは今の段階で全く申し出がございませぬので、検討しておりませぬので、お答えはできかねるとございませぬ。

川上委員

そんな答弁を聞いてるわけやない。そんなこと聞いてない。売るべきではない、新筑豊青果には、正式の申し出がないと言われたんだけど、打診はあったわけでしょう。今の話だと、正式に申し出があったらそのときどうするかを検討しますと、そのとき必ずしも新筑豊青果に売るかどうかわからんけど検討するということとございませぬ。そうすると何のためにこの市の保有株があるかわからなくなるでございませぬ、意味がわからなくなるでございませぬ。私は、市の公的関

与を保障する1つの手当としても、この株を売るべきでないと思うんだけど、新筑豊青果には、市長どう思われますか。

経済部長

農林課長がお答えいたしました。正式に新筑豊青果さんの方から株の譲渡の譲り受けの申し出があった場合、委員ご指摘の市が保有するに至った経緯も踏まえた中で、そのときの株式の状況等を総合的に判断をして決定をいたしたいと考えております。

川上委員

私は、申し出があった段階で総合的に検討して売らないとするべきだと考えます。総合的に検討して決定するという中には、新筑豊青果に売るということは選択肢として入るわけでしょう。こんなことを卸売市場で言い始めたら大変なことになりますよ。市場審議会でも、真剣にそこは意見が出たんです。あなたもおられたでしょう。次に、198ページの本庁、支所、出張所のことについてお尋ねをします。市営駐車場を有料化するという理由に、市役所や飯塚総合会館に関係のない車がとまっているというのが理由のひとつにあげられてるんですね。不思議な理由です。このことについて、どこまでどのように考えておられるのかお尋ねします。

総務課長

行財政改革実施計画の中に上げられております来庁者用駐車場の有料化につきましては、この実施計画の見出しにもありますように理由としては3点ほど考えられるかと思えます。まず1点目は、歳入の確保を図るという点でございます。2点目といたしましては、特に本庁舎におきまして来庁者用の駐車場の管理の適正かといったものを図ることが1つ目的としてあるかと思えます。3点目といたしましては、時期によってはこういったことで満車になって市役所に来庁された方が空き待ちのためにすぐには駐車できないというような事例が見受けられようになっておりますので、そういった問題を解消するという意味での市民サービスの向上といったことが理由と考えております。

川上委員

あそこで車を管理する人を、あなた方が行財政改革の名で削減したときからこういう事態は想定できたんじゃないんですか。直接関係のない方が車を置いて、そのために本当に必要な方が置けなくなるのではないかと、それは本会議でも同僚の議員からも指摘のあったところですよ、繰り返し。そのときに、その事態に乗じてという有料化を図るのは私は本末転倒だと思うんです。市役所からどんどん市民を遠ざけることになりませんか。あなた方が機械的に差押状を送るでしょう。そして呼び出すじゃないですか。そういうときにも相談に来るのに来にくいでしょう。少し筋を通して考えていくと、この有料化というのはおかしいということがわかんと思うんですね。しかも、これはのがみの横の駐車場、東側の駐車場を今いってるわけでしょう。これは、その先は穂波の支所、筑穂の支所、穎田の支所、庄内の支所というふうになっていかざるを得ないでしょう、あなた方の理屈からいえば。私はこういう切実な行革というのかな、逆立ちしたやり方はすぐに止めるべきだと、もう少し、市長だって言われたでしょう、生活者の視点とか、住民の視点と、これから言えば、市役所と市民の間をもう少し近づけるように考えるべきだと思うんだけど、この有料化について考えやめるということになりませんか。

総務課長

実施計画の中では、来庁者につきまして無料で利用できる時間もあわせて検討するというようになっておるところでございますので、来庁者の方々に負担がかからないような形での検討を今後進めてまいりたいというように考えております。

川上委員

逆なんです。無料を続ける。あなた方がどうしても飯塚市の土地で金もうけをしたいということだったら、真夜中開ければいいじゃないですか。法律と調整した上で、貸し出せばいい

じゃない、宿泊料金をとって、やっぱり一切来庁者に対しては有料化というのはだめだと思います。それから支所の活用について、例えば筑穂の支所について農林課を分庁で来ていただけないかという請願が出ましたでしょう。その後どういう検討されていますか。

行財政改革推進室主幹

今委員が言われたように、飯塚市の自治会連合会筑穂支部、これにつきましては8施設を実施計画素案についての意見書をいただいております。その中で筑穂庁舎の利用についてということで、特に筑穂地区においては農業を主幹産業として発展してきており、今後も農業の活性化は不可欠であると思われるので、農業関係機関の導入を要望するという意見書が提出されております。これは、平成20年12月の26日に提出されております。これにつきましては、筑穂支所庁舎だけではなく他の支所庁舎も含めまして余裕スペースにつきましては有効利活用施策を内部検討委員会で検討いたしております。その中では、分庁分室の拡大等も含めて検討いたしております。今の段階では、はっきりした方向性は決まっておりませんが、出来るだけ余裕スペースにつきましては分庁分室の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

川上委員

212ページの飯塚総合会館です。総合会館については、市が一部市の会議室として確保をしたうえで、残りを立岩公民館管理ということで、市民が利用できるスペースがその分減ったわけですね。それで市民の利用について不便が生じていないかどうか、把握したことがありますか。

中央公民館長

旧飯塚総合会館につきましては、本年度の4月より立岩公民館ということで始めておりますが、4月から12月までの利用件数でいいますと20年度が344件、21年度は329件で約15件のマイナスということになっております。使用料金で申しますと、20年度が270万9,000円、平成21年が223万円余りでございます。差し引き約マイナスの47万円程度と考えております。多少の落ち込みがございますものの、減免が増加した分市の主催会議等のふえたことによりまして若干の減があるということが否めないと思っております。公民館に変わったことによりまして、利用者からの苦情等は今のところございません。

川上委員

市の会議室をとったことによるというか、その影響もあって47万円ほど収入が減っておるということなんですね。それで市の会議室の利用状況はいかがでしょう。

総務課長

現在、本庁舎の方で会議室が10カ所ほどございますが、例えば今日を例にとりますといずれの会議室も何らかの利用があつてというような状態で、会議室は不足気味というような状況でございます。

川上委員

飯塚総合会館の中に新たに確保した会議室の利用状況ははどうですか。

総務課長

立岩公民館中に三階にございます会議室につきましては、利用状況としては現在利用をよくされてるという状況にはございません。といいますのが、ひとつは内線電話が通じていないということ、それともうひとつは、やはり午後10時までということで鍵の受払い等が必要であるということ、それと時間内でいいますと現在201、202会議室と同様に総務課の文書総務係を通しての予約といったものでしておりますので、そういったことで利用が芳しくない、また11月以降の状況で申し上げますと、現在総務課の方で文書整理事業等を予定しておりますので、利用を抑制していたというような面もあろうかというふうに考えております。

川上委員

総合会館から市民を締め出して、かなり反対もあつたでしょう、議会からも、私は反対しま

したけど、それを押し切って確保した会議室が、内線がないだとかいうことで使っていないということなんですね。収入は40何万円落ちたと、これがあなた方の行財政改革の路線として出てきたことなんですよ。市の会議室には暖房は付いてるんですか、クーラーも付いてますか。

総務課長

立岩公民館内の会議室と言うことと思いますが、こちらについては冷暖房付いております。ただ、備品等の関連がちょっとございますので、たくさんの方がいっぺんに集まるといったような場合だとちょっと備品が不足するといった面はあろうかと思えます。

川上委員

備品の話はよくわかりませんが、冷暖房完備なんですよ。いつでも使える状態でしょう。あなた方は使っていない、クーラーがあり、暖房があるところを。一方あなた方は、これを、使えない会議室を市民を追い出して確保したんだけど、一方で市民には何を開放したかということ、飯塚集会所じゃないですか。昼間しか使えない、冷房も暖房もない、これがあなた方の行財政改革なんですよ。もう少し住民のためのサービスというか、住民の立場に立って物を考えるということをやっぱり予想しないといけないじゃないですか。やってみて初めて気がつくようなことじゃないんじゃないですか、これは。何で飯塚集会所に暖房を入れないんですか、クーラーも入れないんですか。夜は使えない、おかしいでしょう。次にオートレース場です。217ページ、今日は部長、課長が緊急の出張でおられないとお聞きしておりますが、昨年11月に齊藤市長が南九州市に行かれて、行政協定を結ばれておるように聞いております。その後、お答えいただける範囲でどのようになっておるか伺いたいと思えます。

市長

確実の話ではございませんけれども、現地の方から話として今造成に入るとか道路がいつごろできるとかというような形で、時期的には3カ月、4カ月遅れるような話ではございます。早く進めていただきたいという要望はしております。

川上委員

場外オートレース場、場外車券売場については、本場の経営危機を打開するひとつの有力な課題だという主張をされておりました。そういった中で、施設の整備も相当なお金をかける。それからJK Aの交付金の支払いもしないといけないという出費が重なっているんですが、私は本場の経営の苦難を他都市の他自治体の住民に押し付けるようなことではいかんと思うし、ましてそれがうまくいかなからといって、仮にうまくいかないからといって、都城とかうまくいってないわけだけでも、いかないからといって、包括的民間委託をやるというような実施計画はまずいと言いつけておりました。今の段階でもなかなかこの包括的民間委託に手をやらないんだという答弁を、部長が繰り返しておられたと思うんですが、そうであれば場外の出来、不出来に関わらず、この包括的民間委託というのはやめる必要があるんじゃないかと、発想としてね、いうように思いますので、これについてはそのように述べて質問を終わりたいと思えます。

委員長

次に、質問通告がなされております八児委員に質疑を許します。

八児委員

そしたら簡単にやりたいと思えます。学校関係ですけども、小中学校にアンケート調査をやっておられますけども、再編整備について、これを受けて、どのような形で具体的に再編整備がなされていくのか、今後のスケジュールを少し教えていただきたいと思えます。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほどこのアンケートについてご説明しましたけども、市内の中学校以下の保護者全員の方約12,000名及び学校の教職員700名及びその他地域の方に2,000名についてアンケートを今月いっぱい実施し、3月いっぱいその集計を実施して、一ヶ月程度関わりました。

て内部の検討としたいと思っておりますが、当然のことながら直接子どもさんに関わる方々のご意見ですので貴重な意見だと思っております。その後当然教育委員会内部での素案もいろいろ策定を一旦いたしておりましたが、そのアンケート結果、貴重なご意見も加味しながら最終的には市の教育方針なり市のまちづくりの方針なりも検討を加えながら最終的な実施計画素案ができていくと思っておりますが、スケジュール的には今申しましたとおり5月になって市民の方及び本委員会等へのご報告をする予定ですので、それからさらに結果や教育委員会の考え方をもちまして、各中学校区単位に説明に入ると考えてますので、その後先ほど言いました素案の策定、それから教育委員会の素案が出来ましたら第2次実施計画へ移行していくものと考えております。

八児委員

22、23年で決定するということでしょうけども、しっかりこちらへんは我々も具体的にどのようなかたちでされるのかじっくりお聞かせ願いたいと思っておりますので、今後もアンケート調査についてもしっかりと教えていただきたいと思っております。これを要望して終わります。次については取り下げますので終わります。

委員長

次に、通告外の質疑を許します。

安藤委員

この学校のアンケートについてお聞かせ願いたいんですけども、これはいろんなものに今後生かしていくってということだと思んですけども、まずこのアンケートを見たときにすごくわかりづらいと思うんですね。この回収は全家庭から回収されると思ってらるんですか。それはもう義務的な部分でされる予定ですか。回収されるのに回収率がひよっとしたら低くなるんじゃないかなってという危惧もしたりするんですけども、そういう部分はどのようにお考えですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

まずアンケートの回収率につきましては、先ほどから申し上げてますように各私立、公立保育所、幼稚園、小学校、中学校、中学校につきましては日新館の私立中学校も含めて考えております。学校を通じて配布回収をお願いしてますので、その分の回収率についてはかなり高い回収率だと思っております。それ以外に郵送においてお願いした分の回収率については50%程度を見込んでおりますので、合わせましたら70%ぐらいの回収率になるものかなと思っておりますし、またこのアンケートについては強制力はございませんので、今日までに40件ほど問い合わせがあつてますが、高齢だからできないよとか子供はいないからしないよとかそういうような問い合わせもございまして、今言います様な回収率に落ちついてくるんでないかと思っております。

安藤委員

それとこのアンケートの内容についてなんですけど、この点是对策室ですべて、教育委員会内で決められたということでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

アンケートの内容については、先進地のアンケート内容や文科省が今検討重ねてます学校の問題等の中から参考にさせてもらいまして、素案につきましては私どもが策定し教育委員さんの皆様のご意見も聞きながら2カ月程度かかって最終案をつくっております。

安藤委員

それとその結果について、ソフトウェアセンターのほうに分析しててもらおうというふうに書いてありますけれども、それはどういうふうなかたちというお考えでそのようになさるのでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

本アンケートは、100%返ってくれば14,700程度の件数になりますので、対策室を二人で実施してますので、とてもそれを1ヶ月間の間に集計分析はできませんので、ソフトウェアセンターというのはこれ委託をしてはおりますが、これは国の緊急雇用対策事業の委託事業としていたしております。ソフトウェアということで選んだのは、市に3者ほど派遣業の指名を出されている業者がございますが、その中で事前に調査した中でこういうことができない業者、もしくは途中で辞退された業者ということがございまして、またソフトウェアセンターにつきましては先ほど言いますように15,000ぐらいの集計をするためのソフトを開発する者もいますし、また入力業務が上手な人材を確保することもできると、これはソフトウェアセンターでパソコン教室をしておりますので、その中から今職を探してる方を職案を通じて雇い入れるというようなこともございますので、そのような形でソフトウェアセンターに集計の依頼をお願いしてるものでございます。

安藤委員

それでは最後に、このアンケートの結果をもって住民の方に説明会を行うというふうに先ほど言われましたけれども、このアンケートの何をもってその説明会をされていく予定なんですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

このアンケートは、1ページの方でその方がどこの小学校区、中学校区というのが分かるようにしておりますので、そういうような分析を持ってこの校区の保護者の方の意見は主にこういうことがありましたと。それと加えまして、アンケートの結果だけではなくて、このアンケートをもとにして教育委員会がどういうふうに考えますよということまで含んだところをご説明申し上げたいというふうに考えております。

安藤委員

それで再編整備という、これからはこの公の施設のあり方検討委員会の中で一番デリケートなと言いましょか、一番やっぱり取り組んでいかなきゃいけない小学校と中学校の統廃合の問題なんですけれども、そういう中で、このアンケートの結果で、それで再編はやめてほしいと、もっとちっちゃな学校も重要視してほしいという意見がたくさん出た場合にはどのようにされるのですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほども説明しましたが、ちょっと説明不足であったようでございます。この公共施設等のあり方に関する第1次実施計画及び今後策定します第2次実施計画に関わるアンケートでございまして、第1次実施計画におきましてある程度の方向性などを示しておりますし、先ほど申しましたように教育委員会内の教育の方針なり、市のまちづくりの方針なり等も当然考えながら再編整備については、最終的に考えていく必要があると思っておりますので、例えばよその委員会でも例として出させていたいただきますけれども、既に存続を第1次実施計画で決定しているような校区がいくつがございますが、そういうところの住民の方、保護者の方は非常に関心が薄い可能性がございますので、単にその結果だけをもって多数決の原理で決めるということは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

安藤委員

では最後に、これは住民の皆様本当に理解をしていただけないと、先に進めないというふうに思っております。ある町では出前講座を開いたり、それから出張座談会を開いたりというような話もありますので、そういうことも含めて十分理解をしていただけるような取り組みをやっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

人見委員

この行革の問題、特別委員会での調査中で相対的に行革の必要性というのがややもすると答弁から感じられないというか、なんのために議案を出してきたのかとか、そのために時間がかかり過ぎて非常に委員長も四苦八苦されている。そういうことも含めて、しっかりと特に議案の審議のあり方についてはよくよく連携というか、合議をこれでもかというくらいにやってもらいたい。審議の時間が永遠、長過ぎるという思いがいたすのがひとつ苦言です。それで、3月の今後議会に向けてこの公の施設の関係で議案として出す案件、予定というのがあるのか、その点だけちょっと聞かしていただきません。

行財政改革推進室主幹

次回の定例会に、公の施設の関係の議案を上程する予定は今のところございません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。公共施設等のあり方については継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、公共施設等のあり方については継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。